

別冊取組一覧

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	①個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化	○35人学級、教科担任制の導入促進	●	・小・中学校全学年での35人学級編制の推進	1	・静岡式35人学級編制により、きめ細かな指導の充実を図っています。取組の効果が認められる一方で、教員の定数や人材確保等に課題があります。	・引き続き静岡式35人学級編制を継続するとともに、国の動向を注視しつつ、35人学級編の教育効果を検証し、適正な学級規模や望ましい教育体制の在り方について検討していきます。		話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができる児童生徒の割合	小 86.6% 中 88.2%	小 90% 中 90%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	①個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化	○35人学級、教科担任制の導入促進	●	・小学校中学年及び高学年における教科担任制の推進	2	・小学校高学年への専科教員を配置し、専門性の高い教科指導を推進しています。	・引き続き専科教員の配置による小学校の教科担任制を推進します。		授業の内容がよく分かると答える児童の割合	小 89.3%	小 93%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	①個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化	○35人学級、教科担任制の導入促進		・授業改善の推進	3	・学力向上推進協議会を設置し、学校改善・授業改善に取り組んでいます。また、令和5年度に改訂した教師用指導資料について、各市町教育委員会及び各学校での活用推進を図っています。	・次期学習指導要領を踏まえ、教師用指導資料を改訂し、その活用を推進します。		「令和版 自分ごと(自分の事)として学ぶ子ども」を活用したと答える学校の割合	小 88.6% 中 78.8%	小 95% 中 85%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	①個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化	○探究的な学びの深化	●	・高等学校における探究コンソーシアムを核とした県全域での探究的な学びの推進	4	・「探究的学習」の情報を共有できる場がなく、生徒、教員のスキル向上を図るための支援体制や地域や企業等と繋ぐ場が求められています。	・コンソーシアム等と連携した地域資源の有効活用を定着させ、大学、企業等と連携した講座・体験学習によるキャリア支援を検討します。	●	探究コンソーシアムを核とした探究学習の推進	・全地区でのコンソーシアムの構築(R8まで) ・各校における探究活動の深化(R6～R10)	各校における探究活動の深化
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	①個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化	○自己有用感やレジリエンス等を育む非認知能力の育成	●	・教員が授業を通じて児童生徒の非認知能力を育成するための指導手法・指標の開発	5	・子どもたち一人ひとりが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることできるよう、非認知能力を育成する必要があります。	・非認知能力を育成するための資質能力を教員が身に付けるため、研修の実施を継続するとともに、その拡充を検討します。		非認知能力育成に向けた新たな研修体制の構築	・非認知能力の育成を含めた教員育成指標の改訂(R7) ・指標に基づく非認知能力の育成に係る研修の実施(R8～R10)	指標に基づく非認知能力の育成に係る研修の実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	①個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化	○自己有用感やレジリエンス等を育む非認知能力の育成	●	・児童生徒の社会性と感情のコントロール等を育む「人間関係づくりプログラム」の活用	6	・社会性と感情のコントロール等を学ぶ「人間関係づくりプログラム」の改訂と研究協力校での実践を進めています。	・令和7年度にプログラムを改訂し、令和8年度から静岡県版SELとして各小・中学校に展開し、児童生徒の非認知能力の育成の充実を図ります。		「人間関係づくりプログラム」を活用して指導した学校の割合	小 69.2% 中 55.2%	小 85.0% 中 85.0%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	①個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化	○自己有用感やレジリエンス等を育む非認知能力の育成		・静岡県版SELをベースとした「人間関係プログラム」への改訂	7	・静岡県版SELをベースとした「人間関係プログラム」への改訂	・人間関係形成能力を育成し、不登校を未然に防止する一助とする		人間関係プログラムの活用	・高校版プログラムの作成(R7) ・指定校での試行(R8) ・各高校への展開(R9～R10)	各高校への展開
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	①個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化	○こどもの読書活動の推進	●	・「本とともだち」プラン静岡県こども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	8	・「読書が好きなおこどもの割合」は、小学校では高水準を維持しているものの、中学校、高等学校、特別支援学校においては目標達成に至っておらず、読書活動を推進する上で、こどもたちの読書への意欲をどのように喚起していくかが、課題として残されています。	・発達段階に応じた家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組を支援・推進します。		読書が好きなおこどもの割合	小 62.4% 中 54.6% 高 60.4% 特 65.9%	小 68.5% 中 66.9% 高 68.1% 特 69.2%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	②乳幼児の教育・保育の充実	○幼保小の円滑な接続の推進、架け橋期教育・保育の充実	●	・幼児教育施設と小学校の教職員を対象とした県版架け橋期のカリキュラム作成の手引き	9	架け橋期のカリキュラム作成を推進するために、カリキュラム作成に向けた支援が求められています。	架け橋期のカリキュラム作成のための県版手引を作成・活用します。	●	架け橋期のカリキュラムを作成した市町数	8市町	35市町
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	②乳幼児の教育・保育の充実	○幼保小の円滑な接続の推進、架け橋期教育・保育の充実	●	・市町架け橋期のコーディネーター等育成に向けた研修の実施	10	幼保小の円滑な接続や架け橋期の教育・保育の充実のために、架け橋期のコーディネーターを活用した市町の推進体制の構築が求められています。	市町架け橋期のコーディネーターの配置推進や資質向上のため、年3回育成研修の実施します。		市町架け橋期のコーディネーター又はそれに準ずる仕事をする人がいる市町数	17市町	35市町
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	②乳幼児の教育・保育の充実	○幼保小の円滑な接続の推進、架け橋期教育・保育の充実	●	・「小1ギャップ」解消に向け、学級規模に応じた支援員の配置	11	・「小1ギャップ」解消に向けて、令和7年度から新たに、小学校1年生の31人以上学級への支援員の配置を行っています。	・支援員の配置により、小学校1年生への学習面や生活面におけるきめ細やかな支援の充実を図っていきます。		小学校1年生の31人以上学級への支援員の配置	支援員配置(制度新設R7から)	支援員配置
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	②乳幼児の教育・保育の充実	○幼児教育に関わる教職員の専門性の向上	●	・リーダー的役割を担う職員に対する保育士等キャリアアップ研修	12	保育の質の向上が求められる中、保育士の専門性の向上を図る必要があります。	保育現場でリーダー的役割を担う職員に対し継続的に研修を実施し、職務に応じた専門性の向上を図ります。		キャリアアップ研修修了者数	累計 18,838人	累計 31,000人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	②乳幼児の教育・保育の充実	○私立幼稚園の自主性、独自性を生かした取組支援	●	・各園の実情と多様なニーズを踏まえた、魅力ある幼稚園づくりの支援	13	少子化による園児数の減少に伴い各園の経営環境が厳しくなる中で、魅力ある幼稚園づくりの継続が課題です。	各園の経営環境や多様なニーズをより丁寧に把握しながら、私立幼稚園の取組を支援することで、魅力ある幼稚園づくりを促進していきます。		私立幼稚園の自主性・独自性を生かした取組に対する支援	私立学校経常費助成を通じて自主性・独自性を活かした取組を支援(R6～R10)	私立学校経常費助成を通じて自主性・独自性を活かした取組を支援
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	②乳幼児の教育・保育の充実	○私立幼稚園の自主性、独自性を生かした取組支援	●	・児童生徒・保護者の多様な教育ニーズを踏まえた、私立幼稚園教職員の資質向上に向けた研修の支援	14	児童生徒や保護者からの多様な教育ニーズに応え、魅力ある私立学校づくりに資するために、教職員の一層の資質向上が必要です。	引き続き、私立幼稚園の教職員の資質向上に向け支援をしていきます。		私学団体の実施する教職員研修に対する支援	(公社)私立幼稚園振興協会の行う研修事業を支援(R6～R10)	(公社)私立幼稚園振興協会の行う研修事業を支援

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○教科横断的なSTEAM教育・理系教育の推進	●	・小・中学生を対象とした理系分野への興味関心を高めるワークショップ等の実施	15	・理数科教育の更なる充実を図るため、得意分野を中心に確かな学力を持ち、日本の次代を担う人材を育成することが求められています。	・実験や体験型ワークショップを実施することにより、知的好奇心を刺激して理工系分野への興味を抱かせる教育を推進します。		小中学生を対象とした体験講座の実施	小中学生を対象とした理系分野の体験講座の実施(R8～R10)	小中学生を対象とした理系分野の体験講座の実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○教科横断的なSTEAM教育・理系教育の推進	●	・高校生による小・中学生向けの科学教室の実施	16	・理数科教育の更なる充実を図るため、得意分野を中心に確かな学力を持ち、日本の次代を担う人材を育成することが求められています。	・高校生による小中学生を対象とした科学教室を実施することにより、学問の本質に気づき、伝え、教えることの楽しさを実感させる教育を推進します。		高校生による小中学生対象の科学教室参加者	1,471人	1,200人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○教科横断的なSTEAM教育・理系教育の推進	●	・大学、研究施設との連携による高校生を対象とした研修や研究体験の充実	17	・理数科教育の更なる充実を図るため、得意分野を中心に確かな学力を持ち、日本の次代を担う人材を育成することが求められています。	・大学、研究施設との連携による研修や研究体験を実施することにより、本物に触れて最先端研究への関心を高める教育を推進します。		国際数学・化学・生物・物理オリンピックへの出場者数	321人	500人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○教科横断的なSTEAM教育・理系教育の推進		・観察・実験を通じた体験機会の充実	18	・「科学の甲子園ジュニア」の開催などにより理数教育の充実を図っていますが、「自然科学やものづくりに関心がある」と答える中学生の割合の向上には繋がっていません。	・「科学の甲子園ジュニア」の開催など、外部機関と連携した理科教育の充実に引き続き取り組んでいきます。		自然科学やものづくりに関心があると答える生徒の割合	中 60.3%	中 70%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○教科横断的なSTEAM教育・理系教育の推進		・専科教員の配置による理科教育の充実	19	・小学校への理科専科教員の配置により理数教育の充実を図っています。	・引き続き小学校への理科専科教員の配置により学校の指導の充実を図ります。		自然科学やものづくりに関心があると答える児童の割合	小 77.7%	小 80%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○高度デジタル人材の育成、アントレプレナーシップの醸成	●	・高等学校におけるプログラミング的思考力や情報活用能力の育成	20	・高度デジタル人材の基礎となるプログラミング的思考力や情報活用能力の育成が求められています。	・DXハイスクール推進事業指定校の取組を継続するとともに、理数系・情報教育推進に向けた人材派遣や環境整備等を検討します。	●	高等学校における高度デジタル人材や成長分野を支える人材の育成	・DXハイスクールへの指定(R8まで) ・ICTを活用した学校設定科目の研究と開設(R8まで) ・他校への展開(R9～R10)	他校への展開
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○高度デジタル人材の育成、アントレプレナーシップの醸成	●	・大学や企業等との連携による高校生を対象とした起業家プログラムの実施	21	・新たな価値を創造する力を育むアントレプレナーシップ教育の推進が求められています。	・より良い社会の形成に必要な「新たな価値を生み出す創造力」や「インベティブな思考等を持ったアントレプレナー」の育成を推進します。		アントレプレナーシップ教育の継続	・しずおかスタートアップキャンプの実施(R8まで) ・知事部局と連携したアントレプレナーシップ教育の実施(R9～R10)	知事部局と連携したアントレプレナーシップ教育の実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○高度デジタル人材の育成、アントレプレナーシップの醸成	●	・高校生を対象に、AI技術を活用したビジネスプランを企画立案するアントレプレナーシップ育成プログラムを実施	22	学生・社会人へのアントレプレナーシップ教育の機会を提供し、将来のスタートアップ創出に向けた機運醸成・環境整備を行う必要があります。	県内高校生に対し、AI技術等を活用した新たなビジネスプランを企画立案する能力を養成するプログラムを提供し、将来のアントレプレナー創出に取り組んでいきます。		アントレプレナーシップ育成プログラムの実施	アントレプレナーシップ育成プログラムの実施(R6～R10)	アントレプレナーシップ育成プログラムの実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○高度デジタル人材の育成、アントレプレナーシップの醸成		・次世代AIエンジニアコンテスト	23	圧倒的に不足することが予想されるデジタル人材を育成する必要があります。	プログラミングやAIを始めとするデジタル技術を活用した作品を制作する機会を提供し、開発スキルを身につけたデジタル人材を育成していきます。		次世代AIエンジニアコンテストの実施	次世代AIエンジニアコンテストの実施(R6～R10)	次世代AIエンジニアコンテストの実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○挑戦し続ける力やリーダーシップ等の育成	●	・中学生を対象とした、自らの力を伸ばす場「未来を切り拓くDream授業」の実施	24	日常生活では触れる機会の少ない一流の講師による講義等を提供し、学校では学ぶことのできない教養を県内中学生に身に付ける機会を提供します。	日常生活では触れる機会の少ない一流の講師による講義等を提供し、学校では学ぶことのできない教養を県内中学生に身に付ける機会を提供します。		未来を切り拓くDream授業参加者数	27人	30人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○挑戦し続ける力やリーダーシップ等の育成	●	・地域活動を牽引するリーダー等の養成	25	コミュニティ・カレッジの参加者が減少傾向にあることから参加者の募集が課題となっています。また、出張コミュニティ・カレッジを開催していない地域があることから、全県的にコミュニティ活動を牽引するリーダー養成を行う必要があります。	引き続き、コミュニティ・カレッジを年1回、遠隔地住民の受講を考慮した出張コミュニティ・カレッジを年2回開催し、地域活動を牽引するリーダー等の養成に取り組みます。		コミュニティ・カレッジ、出張コミュニティ・カレッジ修了者数	1,377人	1,597人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○挑戦し続ける力やリーダーシップ等の育成		・消費者教育出前講座の実施	26	デジタル化の進展等により、消費者トラブルが複雑化・多様化しており、全ての消費者が被害に遭う危険性が高まっています。	学校や地域におけるライフステージに応じた消費者教育を推進し、自ら学び自立し行動する消費者を育成します。		消費者教育出前講座実施回数(高校生消費者教育出前講座を除く)	149回	150回
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実	○挑戦し続ける力やリーダーシップ等の育成		・教員向け消費者教育実践講座の実施	27	デジタル化の進展等により、消費者トラブルが複雑化・多様化しており、全ての消費者が被害に遭う危険性が高まっています。	学校における消費者教育を推進するため、教員を対象に、最新の消費者トラブルや具体的な指導方法等について取り扱う研修を実施します。		教員向け消費者教育実践講座受講者数	24人	30人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○未来に向けた教育の質の確保	●	・多様な生徒ニーズへの対応や、学習環境の充実に向けた取組の推進	28	・生徒の学習ニーズの変化や時代の進展に伴う社会的ニーズの変化に対応した高等学校教育の充実が求められています。	・教育環境の充実により、誰もが学びやすい高校の実現を目指します。		高等学校の在り方の検討と具現化	・地域協議会開催、グランドデザインの策定(R8まで) ・グランドデザイン具現化(R6～R10)	グランドデザイン具現化

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○高等学校の在り方の検討と具現化	●	・地域の意見を踏まえたグランドデザインの策定と具現化の推進	29	・人口減少を含む、教育を取り巻く環境の変化に対応するため、県立高校の在り方再検討が求められています。	・地域協議会を開催し、県立高校の在り方を検討し、グランドデザインの策定、具現化を行います。	●	高等学校の在り方の検討と具現化	・地域協議会開催、グランドデザインの策定(R8まで) ・グランドデザイン具現化(R6～R10)	グランドデザイン具現化
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○高等学校の在り方の検討と具現化	●	・小規模校等におけるICTを活用した生徒の多様な学びの機会の確保	30	・小規模校等における生徒の多様な学びの機会の確保が求められています。	・センター配信型遠隔教育を実施して、多様な学びを提供します。		センター配信型遠隔教育の実施	・モデル校の配信実証(R7まで) ・実施校の拡大(R8) ・本格実施(R9～R10)	本格実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○高等学校の在り方の検討と具現化		・県内全地区における探究コンソーシアムの構築	31	・生徒自らが主体的に取り組める、多様な学びを具現化するための支援体制や地域や企業等とを繋ぐ場が求められています。	・コンソーシアムを構築することにより、大学や行政等と生徒をつなぎ、生徒の興味関心に応じた学びを深めるための講座や体験学習につなげます。		地域等と連携して協働的・探究的な学習を実施する高等学校の割合	88校	88校
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○高等学校の在り方の検討と具現化		・AIDリル等の活用による外国ルーツの生徒の主体的な学習の促進	32	・外国にルーツを持つ生徒の日本語能力等の向上に対応するため、AIDリル等を活用した学習方法の充実が求められています。	・外部指導員による日本語授業等を継続するとともに、生徒が主体的に学ぶことができるAIDリル等の活用を研究します。		外国人生徒等に対して必要な支援が実現できている高校の割合	100%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○高等学校の在り方の検討と具現化		・主体的に課題に取り組める多様な学習内容やカリキュラム等の開発と導入 ・大学の学部や学科との連続性のある新たなコース等の設置に向けた検討	33	・静岡県医師不足という課題に対する医療人材育成が求められています。	・大学、企業等と連携した講座・体験学習によるキャリア支援の定着と、医療人材育成プログラムの構築を行います。		カリキュラムの研究計画	・研究構想の検討 ・カリキュラムの研究(R7) ・カリキュラム完成(R8) ・他校への普及(R9～R10)	他校への普及
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○高等学校教育改革の推進	●	・国の高校教育改革に関する基本方針を踏まえた「高等学校教育改革実行計画」の策定	34	・産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、地域経済を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念されます。少子高齢化等を踏まえ、多様な学びの確保が必要です。	・国において高校無償化と併せて公立高校への支援拡充を図るため、令和9年度以降に国が交付金等の新たな財政支援制度を構築される予定であり、各都道府県に求められる実行計画を令和8年度中に策定します。		高等学校教育改革実行計画(R8策定予定)	・改革先導校の指定(R7) ・改革先導校における取組開始(R7) ・企業や大学等との連携プロジェクト本格実施(R8～R9) ・効果検証(データ蓄積と分析)(R8～R9)	・改革先導校の成果(カリキュラム・人材育成モデル等)の県内全公立高校への横展開
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○高等学校教育改革の推進	●	・改革先導校における実践的で高度な学びや多様な学びの実現と、その取組や成果の各校への普及	35	・アドバンスド・エッセンシャルワーカー等の育成、理数系人材育成支援、多様なニーズに対応した教育機会の確保が求められます。	・令和8年度中に策定した実行計画に沿って取組を実施します。		高等学校教育改革実行計画(R8策定予定)	・改革先導校の指定(R7) ・改革先導校における取組開始(R7) ・企業や大学等との連携プロジェクト本格実施(R8～R9) ・効果検証(データ蓄積と分析)(R8～R9)	・改革先導校の成果(カリキュラム・人材育成モデル等)の県内全公立高校への横展開
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	④高等学校の魅力化・特色化	○私立学校の自主性・独自性を活かした取組支援	●	・私立学校の特色ある教育活動の充実に向けた支援	36	少子化による児童・生徒数の減少に伴い各学校の経営環境が厳しくなる中で、特色ある教育内容の継続が課題です。	引き続き、私立学校における特色ある教育活動を支援し、県民の多様な教育ニーズに応えていきます。		特色化教育実施校比率(私立高校)	85.7%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国人県民の未来を拓く日本語教育	●	・希望する教育や就業の実現に向けた児童生徒への日本語教育の支援	37	日本語を学べる環境の充実が必要です。	分野に応じて日本語教育を充実させます。	●	希望する教育や就業の実現に向けた日本語教育支援	・外国人のこどもの日本語指導の実施、学校におけるやさしい日本語活用促進(R6～R10) ・日本語教育人材や教材の提供(R8まで) ・留学生や被用者への日本語教育支援(R9～R10)	・外国人のこどもの日本語指導の実施、学校におけるやさしい日本語活用促進 ・留学生や被用者への日本語教育支援
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国人県民の未来を拓く日本語教育	●	・地域の一員として活躍するための生活に必要な日本語教育の支援	38	地域における日本語教育の充実が必要です。	指導者の養成に注力し、空白地域を減らします。		地域の一員として活躍するための生活に必要な市町が行う日本語教育への支援	・日本語教育指導者の育成・人材バンクの設置運営(R6～R10) ・空白市町の実態調査(R7) ・日本語教室空白市町への働きかけ(R8～R9)	・日本語教育指導者の育成・人材バンクの設置運営 ・教室設置
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国人県民の生活環境の充実	●	・乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた支援	39	ライフステージに応じた情報提供等が必要です。	ライフステージに応じた相談対応や情報提供を行います。		乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた支援	・高齢化等への対応策を検討(R7) ・外国人相談窓口「かめりあ」による相談対応(R8～R10) ・やさしい日本語や多言語による情報提供(R8～R10)	・外国人相談窓口「かめりあ」による相談対応 ・やさしい日本語や多言語による情報提供

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国人県民の生活環境の充実	●	・防災情報の多言語による提供等を通じた危機管理体制の強化	40	防災・防犯情報のやさしい日本語・多言語による情報提供が必要です。	やさしい日本語による情報提供を充実させます。		やさしい日本語による防災情報の提供	15件	累計115件
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○多文化共生県の実現に向けた機運醸成	●	・インターカルチュラルの機運醸成	41	インターカルチュラルの理念の普及が必要です。	多文化共生月間やICCの知見共有等により施策の充実を図ります。		インターカルチュラルの機運醸成	・インターカルチュラルの機運醸成(R7~R10)	インターカルチュラルの機運醸成
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○多文化共生県の実現に向けた機運醸成	●	・外国人県民と日本人県民の相互理解と交流の推進	42	多文化共生に対する理解が不足しています。	講座参加者の増加をめざします。		やさしい日本語・多文化共生講座に参加した県民の数	50人	累計250人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国ルーツの児童生徒への日本語支援・キャリア形成支援・就学促進	●	・外国人県民のこどもの就学促進	43	「外国人のこどもの就学状況調査」を通じて、外国人のこどもの就学を促進しています。外国人のこどもの数は増加傾向にあります。	「外国人のこどもの就学状況調査」を通じて就学を促進するとともに、各市町教育委員会等との連携や伴走支援により、「不就学ゼロ」の実現を目指します。		就学の働きかけの対象となる外国人児童生徒の数(不就学児童生徒数)	70人	35人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国ルーツの児童生徒への日本語支援・キャリア形成支援・就学促進	●	・県立夜間中学における日本語による学び直しの機会の提供	44	・日本語能力や学習の定着度に応じたコースを設定するなど、生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな支援をしています。	・引き続き、一人ひとりの日本語能力や学習の定着度に応じた支援を継続していきます。		日本語指導や学習の定着度に応じたコースの設定	日本語指導や学習の定着度に応じたコースの設定(R6~R10)	日本語指導や学習の定着度に応じたコースの設定
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国ルーツの児童生徒への日本語支援・キャリア形成支援・就学促進	●	・通訳の派遣による日本語が不自由な保護者、児童生徒等への支援	45	・外国ルーツの生徒が、将来の進路に希望をもって学習に取り組むための支援体制の整備が求められています。	・将来の目標や就労意識の醸成を図るため、外国人生徒みらいサポート事業を継続して実施していきます。		外国人生徒等に対して必要な支援が実現できている高校の割合	100%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国ルーツの児童生徒への日本語支援・キャリア形成支援・就学促進		・日本語指導のための支援の充実	46	・日本語指導のための教員を配置し、外国人児童生徒を支援しています。外国人児童生徒は増加・多国籍化傾向があり、日本語指導が必要な児童生徒も増加しています。	・引き続き日本語指導のための教員を配置し、学校の外国人児童生徒への支援体制の充実を図っていきます。		日本語指導を受けた小・中学生のうち、学校を楽しいと答えた割合	96.8%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国ルーツの児童生徒への日本語支援・キャリア形成支援・就学促進		・様々な言語に対応した外国人児童生徒相談員等の派遣の推進	47	・外国人児童生徒相談員等を学校や市町に派遣し、外国人児童生徒を支援しています。外国人児童生徒は増加・多国籍化傾向があり、日本語指導が必要な児童生徒も増加しています。	・外国人児童生徒相談員等の派遣や市町との連絡協議会の開催等により、学校や市町教育委員会の外国人児童生徒への支援体制の充実を図っていきます。		日本語指導を受けた小・中学生のうち、学校を楽しいと答えた割合	96.8%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	1 創造性を育む学びの充実	⑤活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実	○外国ルーツの児童生徒への日本語支援・キャリア形成支援・就学促進		・外国ルーツの生徒個々の状況や進路希望に応じた支援の充実	48	・外国ルーツの生徒が、将来の進路に希望をもって学習に取り組むための支援体制の整備が求められています。	・将来の目標や就労意識の醸成を図るため、外国人生徒みらいサポート事業を継続して実施していきます。		外国人生徒等に対して必要な支援が実現できている高校の割合	100%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○切れ目のないキャリア教育の推進	●	・経済団体、就業支援機関、大学等と連携したキャリア教育の推進	49	・学校教育全体でキャリア教育に取り組み、職場見学・職場体験・社会人講話等の活動を実施しています。	・児童生徒一人ひとりのキャリア形成と自己実現に向けた指導を行えるよう、キャリア教育研修会の開催等によりキャリア教育を推進します。	●	産学官の連携によるキャリア教育の推進	・高等学校と地域の大学や商工会議所等とのコンソーシアムの構築(R8まで) ・産学官の連携によるキャリア教育の推進(R8~R10)	産学官の連携によるキャリア教育の推進
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○切れ目のないキャリア教育の推進	●	・経済団体、就業支援機関、大学等と連携したキャリア教育の推進	50	・学校教育全体でキャリア教育に取り組み、職場見学・職場体験・社会人講話等の活動を実施しています。	・児童生徒一人ひとりのキャリア形成と自己実現に向けた指導を行えるよう、キャリア教育研修会の開催等によりキャリア教育を推進します。		自分の将来に対する夢や希望を持っている生徒の割合	中 67.1% 高 73.4%	中 80% 高 80%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○切れ目のないキャリア教育の推進	●	・キャリア・パスポートの活用等による体系的・系統的なキャリア教育の充実	51	・令和2年度からキャリア・パスポートが全校で導入され、活用が進んでいます。キャリア・パスポートの意義について、こどもも教員も理解することで、より効果的に活用し、キャリア教育を充実させていく必要があります。	・キャリア・パスポートを効果的に活用できるよう、各校での実践等を研修会で情報交換をする時間を設定します。		「キャリア・パスポート」を活用して指導した学校の割合	小 97.3% 中 96.4%	小 100% 中 100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○社会的・職業的自立に向けた必要となる資質・能力の育成	●	・「夏休み親子教室」等の体験イベントの実施	52	脱炭素社会の実現やデジタル化の加速など、社会情勢の変化に的確に対応するためには、高度な専門性に加え、幅広い視野と課題解決力を有する研究人材の育成・確保が求められています。また、研究所の取組を広く知ってもらうため、研究所の広聴・広報の強化が必要です。	将来の人材確保を目指し、若者やこどもを対象とした試験研究機関の認知度向上を図ります。(一般県民向けPR、科学技術コミュニケーションの推進)		体験イベントの実施	体験イベントの実施(R6~R10)	体験イベントの実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○社会的・職業的自立に向けた必要となる資質・能力の育成		・各研究所等の施設公開	53	脱炭素社会の実現やデジタル化の加速など、社会情勢の変化に的確に対応するためには、高度な専門性に加え、幅広い視野と課題解決力を有する研究人材の育成・確保が求められています。また、研究所の取組を広く知ってもらうため、研究所の広聴・広報の強化が必要です。	将来の人材確保を目指し、若者やこどもを対象とした試験研究機関の認知度向上を図ります。(一般県民向けPR、科学技術コミュニケーションの推進)		各研究所等の施設公開	各研究所の施設公開の実施(R6~R10)	各研究所の施設公開の実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○社会的・職業的自立に向けた必要となる資質・能力の育成		・現場見学会の開催(林業)	54	林業の現場を理解してもらうため、伐採現場のほか、木材市場等を幅広く知ってもらうことが重要です。	現場見学会について、引き続き取り組みます。		現場見学会への参加者数	30人	30人

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○社会的・職業的自立に向け必要となる資質・能力の育成		・高等学校への出前講座の実施(林業)	55	職業選択の中に林業を意識付けるため、出前講座の実施により、高校生に対して林業を知ってもらう機会を創出する必要があります。	高等学校への出前講座について、引き続き取り組みます。		出前講座の実施校数	11校	9校
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○社会的・職業的自立に向け必要となる資質・能力の育成		現場体感見学会の開催(建設業)	56	建設産業においては現場従事者の高齢化や若手の入植者の減少が進んでおり、担い手確保が喫緊の課題です。	将来にわたり建設産業の担い手を確保するため、建設産業への理解促進を図ります。		現場体感見学会の開催	現場体感見学会の開催(R6~R10)	現場体感見学会の開催
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○社会的・職業的自立に向け必要となる資質・能力の育成		出前講座の開催(建設業)	57	建設産業においては現場従事者の高齢化や若手の入植者の減少が進んでおり、担い手確保が喫緊の課題です。	将来にわたり建設産業の担い手を確保するため、建設産業への理解促進を図ります。		出前講座の開催	出前講座の開催(R6~R10)	出前講座の開催
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○社会的・職業的自立に向け必要となる資質・能力の育成		親子インフラツーリズムの開催(建設業)	58	建設産業においては現場従事者の高齢化や若手の入植者の減少が進んでおり、担い手確保が喫緊の課題です。	将来にわたり建設産業の担い手を確保するため、建設産業への理解促進を図ります。		親子インフラツーリズムの開催	親子インフラツーリズムの開催(R6~R10)	親子インフラツーリズムの開催
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○生徒に適した職業とのマッチングの推進	●	・高等学校と外部就労支援機関との連携による就職希望者への支援	59	・産業人材の確保や外国にルーツをもつ生徒等への就職希望者支援や未内定者支援、就職ミスマッチによる早期離職防止のための支援が求められています。	・生徒に適した求人情報をマッチングすることで早期離職率の低下や就職者の増加を推進します。		労働局、知事部局事業を活用した個別支援の実施	・教育委員会事業(R7まで) ・労働局、知事部局事業の周知と実施(R8~R10)	労働局、知事部局事業の周知と実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○生徒に適した職業とのマッチングの推進		・県内高等学校において、模擬面接指導を実施	60	求職者の個々の特性に応じたきめ細かな就職相談体制が求められています。	引き続き、希望のあった県内高等学校において模擬面接指導を実施します。		模擬面接指導の実施	模擬面接指導の実施(R6~R10)	模擬面接指導の実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	①キャリア形成能力を育む教育の推進	○生徒に適した職業とのマッチングの推進		・障害のある人の働くことに関する企業と地域の連携の創出	61	障害福祉サービス事業所と企業や地域との連携を創出することで、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送る社会を目指します。	引き続き、共同受注窓口の運営や企業と事業所の連携コーディネーター等を実施します。		「働く幸せ創出センター」による企業等との連携・農福連携の仲介件数	1,224件	1,300件
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産業教育の在り方の検討	●	・静岡県産業教育審議会における次代に対応した産業教育の在り方の検討と具現化	62	・社会が急速に変化する中、次代に対応した産業教育の検討が求められています。	・本県産業界が課題としているデジタル人材や新産業の創出に貢献できるスタートアップ人材の育成、深刻な少子化の中で地域の産業を担う人材の確保について、これからの産業教育について検討していきます。	●	静岡県産業教育審議会による答申の具現化	・審議会の開催(R7まで) ・答申の具体的方策の具現化(R8~R10)	答申の具体的方策の具現化
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○高等学校と大学や企業等との連携	●	・静岡型マスター・ハイスクールによる理工系人材の育成	63	・地域の成長産業企業と連携したエコシステムの構築が求められています。	・自治体・産業界と連携し、地域の成長産業であるロボティクス分野で活躍できる高卒理工系人材の育成システムを構築していきます。		静岡型マスター・ハイスクールの普及	・マスターハイスクールの実施(R6まで) ・自走化の検討(R7~R8) ・自走化と他地区、他校への普及(R9~R10)	自走化と他地区、他校への普及
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○高等学校と大学や企業等との連携	●	・高校生による大学等での研究体験への参加	64	・デジタル人材や新産業の創出に貢献できるスタートアップ人材の育成が必要とされています。	・高度技術者の招聘支援等を引き続き実施するとともに、大学や企業、商工会議所等との連携を充実させます。		アントレプレナーシップ教育の継続	・しずおかスタートアップキャンプの実施(R8まで) ・知事部局と連携したアントレプレナーシップ教育の実施(R9~R10)	知事部局と連携したアントレプレナーシップ教育の実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○高等学校と大学や企業等との連携		高度で幅広い専門的な知識・技能をもつ実践技術者の育成	65	地域産業を支える人材基盤を確立するため、高度な知識や技術を持つ人材の育成が求められています。	県内産業を支える人材を育成するため、高度で幅広い専門的な知識・技能を習得するための職業訓練を実施します。		工科短期大学校・浜松技術専門学校卒業生の就職率	98.9%	100.0%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○高等学校と大学や企業等との連携		・静岡県立大学経営情報学部や農林専門職大学短期大学部の授業で静岡県の観光政策を紹介	66	観光業の人材不足解消のため、より多くの若者に静岡県観光の現状、産業の魅力伝える必要があります。	大学等において、幅広い機会を見つけて静岡県の観光政策について紹介します。		大学等の授業で静岡県の観光政策を紹介する講義の実施	大学等からの要望を受けて講義を実施(R6~R10)	大学等からの要望を受けて講義を実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○高度な専門知識を備えた職業人材の育成	●	・実業系高等学校への高度技術者等の招聘や企業での技術指導の充実	67	・高度外部人材を招聘した産業教育を推進しています。	・高度技術者の招聘支援等を引き続き実施するとともに、大学や企業、商工会議所等との連携を充実させます。		専門高等学校及び総合学科で高度技術者の招聘を実施した学校数	26校	36校
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○高度な専門知識を備えた職業人材の育成	●	若い技能者の技能向上を図る「静岡県ものづくり競技大会」の開催	68	県内のものでづくり産業を支える若年技能者の技能の向上が求められています。	技能競技大会を開催し県内のものでづくり産業を支える若い技能者の技能向上を図ります。		静岡県ものづくり競技大会の参加者数	156人	175人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○高度な専門知識を備えた職業人材の育成		・「静岡県技能マスター」が職業観やものづくりの素晴らしさを語る出前講座の実施	69	受講者の一層の拡大に向けた広報活動を行う一方で、講座を担当するマスターの負担を軽減する必要があります。	これまでの出前講座の事業規模を維持しつつ、より効果的な静岡県技能マスター制度の周知手段及びマスターの裾野拡大による一人あたりの負担軽減を検討していきます。		技能マスター認定者数と出前講座の実施校数と受講者数	6名 52校 3,214人	6名 60校 3,600人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成	●	・小・中学生等を対象としたものづくりやプログラミングを学ぶ「WAZAチャレンジ教室」、「デジタルチャレンジ教室」の開催	70	児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育やものづくりの大切さ等を学ぶことができる環境づくりが必要です。	ものづくりやプログラミングの体験等を通じ、技能・技術への興味や関心を喚起します。		WAZAチャレンジ教室の参加人数(※R7~デジタルチャレンジ教室参加者数含む)	2,310人	2,550人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		「こころざし育成セミナー」の開催	71	本県の医学部進学者数は人口規模から見込まれる数を大幅に下回っており、医学部に進学する県内の高校生を増やすことが必要です。	実際の医療現場に訪問する機会や、医療従事者や医学部合格者と接する機会を提供することで、医学部医学科への進学を目指す高校生等を増やします。		「こころざし育成セミナー」の受講者数	256人	325人

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・がんばる新農業人支援事業(研修や就農準備等の支援)	72	本県の農業者の減少・高齢化が急速に進展しており、今後更なる農業者の減少が懸念されるため、新たな農業の担い手の確保が急務です。	これまで取り組んできた研修事業を引き続き継続するとともに受入品目・地域の拡充を図ります。		新規就農者数	356人	345人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラム	73	中西部地域のニーズを取り入れるため、オンライン受講の実施や受講者負担の軽減が求められています。	安定的な受講者確保を達成するため、受講者の負担軽減や講座内容改変を図ります。		富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラムの修了者数	10人	10人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		未来型食品創出教育プログラム	74	未来型食品の開発を推進するため、従来の食の安全・安心、加工技術に関する講座だけでなく、フードテック等の先端技術の活用や食のアップサイクルなどの更なる講座内容の充実が必要です。	食の社会課題解決や高付加価値化に資する未来型食品の開発を加速化させるため、フードテック等の先端技術を活用する食品分野の中核人材の育成を図ります。		未来型食品創出教育プログラムおよびウェルネスビジネス創出教育プログラムにおける人材育成件数	・21人(R6) ・未来型食品創出教育プログラムおよびウェルネスビジネス創出教育プログラムにおける人材育成件数の合計100人(R7~R10)	未来型食品創出教育プログラムおよびウェルネスビジネス創出教育プログラムにおける人材育成件数の合計100人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		ウェルネスビジネス創出教育プログラム	75	多様化する消費者ニーズに対応するため、健康・医療データ等を活用したパーソナライズ、エビデンス等に基づくサービス、製品等の創出が必要です。	食の社会課題解決や高付加価値化に資する未来型食品の開発を加速化させるため、フードテック等の先端技術を活用する食品分野の中核人材の育成を図ります。		未来型食品創出教育プログラムおよびウェルネスビジネス創出教育プログラムにおける人材育成件数	・200人(R6) ・未来型食品創出教育プログラムおよびウェルネスビジネス創出教育プログラムにおける人材育成件数の合計100人(R7~R10)	未来型食品創出教育プログラムおよびウェルネスビジネス創出教育プログラムにおける人材育成件数の合計100人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		レーザーによるものづくり中核人材育成講座	76	本講座は2008年の開講から年30名弱程度の受講生(累計参加者537名)に時勢に応じたレーザー加工技術に関する知識やノウハウを提供しています。昨今の物価高騰や賃金の上昇に伴い、本講座の資金繰りが困難な状況です。	レーザー装置、レーザー加工、光計測・カメラ・画像処理、及びロボティクスをキーワードとし、省人化・省エネルギー・高効率化を実現する生産システムの設計・運用を検討できるエンジニアの育成を図ります。		レーザーによるものづくり中核人材育成講座における人材育成数	41人	35人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・森林技術者育成研修の開催	77	新規就業者が森林施業に必要な知識・技能を習得するため、体系的な研修を実施する必要があります。	森林技術者育成研修について、引き続き取り組みます。		森林技術者数	528人	500人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・指導者養成研修の開催	78	技術者のキャリアアップ及び指導者を育成するため、指導者向け研修を実施する必要があります。	指導者養成研修について、引き続き取り組みます。		森林技術者数	528人	500人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・スマート林業講座の開催	79	林業におけるスマート林業化を促進するため、スマート林業に係る各種研修を開催する必要があります。	スマート林業講座について、引き続き取り組みます。		森林技術者数	528人	500人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・漁業就業者フェアへの出展	80	定員よりも入学者が少ない状態が続いているため、漁業就業者フェアに参加し、県外での勧誘活動を行っています。	学園の入学者数を確保するため、引き続き勧誘活動を行う予定です。		漁業就業者フェアでの勧誘者数	2人	10人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・県内各中学校への周知(漁業高等学園)	81	定員よりも入学者が少ない状態が続いているため、県内各中学校に対し、パンフレット配布などの周知活動を行っています。	今後も周知活動を継続する予定ですが、周知活動に応じない学校があるため、学園の情報が県内のすべての中学校に行き渡っていないことが課題です。		県内中学校における漁業高等学園の認知率	70%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・入学後のスクールカウンセラーによる相談対応(漁業高等学園)	82	学園の生活は船内での生活を模倣した特殊な環境であり、生徒の精神に負担がかかるため、スクールカウンセラーによる面談を行います。	生徒の精神面の負担を軽減するため、今後も面談対応を継続する予定です。		精神の不調による退学者数	2人	0人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・高校や大学等における出前講座や、就職イベントに介護の未来ナビゲーターを派遣し、介護の仕事の魅力を発信	83	介護の仕事を正しく理解してもらうため、高校生・大学生などの若年層に対して、出前講座等の実施が求められています。	若年層の理解を深めるため、若手介護職員による「介護の未来ナビゲーター」を高校・大学や就職フェアへ派遣し、介護の仕事の魅力ややりがいを発信するなど、学生等に対して、就職先の1つとして介護業界を紹介し、介護人材の確保につなげます。		出前講座等の実施回数	32回	30回
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・就職相談やセミナー等を実施	84	求職者の個々の特性に応じたきめ細かな就職相談体制が求められています。	引き続き、自己分析や履歴書の添削、面接練習など、就職に関するあらゆる相談に対応していきます。		就職相談やセミナー等の実施	就職相談やセミナー等の実施(R6~R10)	就職相談やセミナー等の実施
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・大学等、就職ガイダンスや就職相談会に障害福祉ナビゲーターを派遣し、障害福祉の魅力発信	85	障害福祉分野における人材確保は喫緊の課題であり、職員の採用、定着に向けた取組が求められています。	事業所等で働く若手職員を障害福祉ナビゲーターとして委嘱し、障害福祉現場の魅力を発信します。		大学等、就職ガイダンスや就職相談会への派遣回数	14回	27回
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・再就職を目指す離転職者等を対象とした職業訓練の実施	86	人材不足に対応するため、県内企業への就職支援の強化と、多様な人材が活躍できる環境の整備が求められています。	県内企業への再就職や転職を支援するため、個々の適性や就業希望に応じた多様な職業訓練を実施します。		離転職者訓練受講生の就職率	71.8%	80.0%

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		・高度な技術を持つ企業人材等を活用した在職者訓練の実施	87	地域産業を支える人材基盤を確立するため、高度な知識や技術を持つ人材の育成が求められています。	県内産業を支える人材を育成するため、高度な技術を持つ企業人材を活用した職業訓練を実施します。		企業と連携して実施する職業訓練件数	11件	累計45件	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		環境教育推進事業	88	環境保全活動を実践している若者世代(10代～30代)の割合は、40代以上の世代と比べると依然として相対的に低いなど世代間の格差も顕著であり、こうした世代への意識啓発が必要です。	SNSやポータルサイト等による情報発信に加え、地域における様々な分野の環境教育・環境学習を行う人材の育成に取り組めます。		環境保全活動を実施している若者世代の割合	77.7%	80.0%	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		生物多様性に関するイベントの実施	89	生物多様性に関する環境教育は、あらゆる世代を対象とし、日常生活から屋外に至るまであらゆる場所で行う必要があります。	生物多様性に関する様々な情報を集約するとともに、効果的な情報発信方法について検討します。		生物多様性に関する資料を活用した環境教育を目的とするイベント数	2回	2回	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	2 地域の将来を担う人材の育成	②専門的職業人材の育成	○産学官連携による県内産業を支える多様な人材の育成		静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動	90	プラスチックを含む海洋ごみは、海洋生物や漁業・観光等に悪影響を与えており、近年ではマイクロプラスチックによる生物・生態系への影響が懸念されているため、プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出防止のための行動実践を呼び掛ける運動を実施する必要があります。	県民一人ひとりの実践を呼び掛ける「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」を展開します。		海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の清掃活動の述べ参加者数	約52万人	約50万人	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○国内外での国際交流や留学の促進	●	・大学生や高校生の国際交流や留学の促進	91	「県内高等教育機関から海外への留学生数」については、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。引き続き、「ふじのくに海外留学応援フェア」の開催や「ふじのくに留学奨励費」の認知度を向上することにより、県内大学生の留学の気運を高め、海外への留学生数の増加を目指します。	ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、「ふじのくに海外留学応援フェア」の開催や「ふじのくに留学奨励費」の認知度を向上することにより、県内大学生の留学の気運を高め、海外への留学生数の増加を目指します。	●	県内高等教育機関から海外への留学生数	587人	1,100人	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○国内外での国際交流や留学の促進	●	・大学生や高校生の国際交流や留学の促進(高校生等の探究を伴う留学の支援)	92	・R5の国のトビタテ！留学JAPAN拠点形成支援事業への採択を契機とし、「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用した高校生等の海外留学の促進をしています。	・基金を活用し、ものづくりや多文化共生等、本県の特性をテーマとする探究を伴う留学を促進することにより、国際的な視野を持ち、地域の発展にも貢献できる人材の育成を行います。	●	県内高等教育機関や高等学校等から海外への留学生数(ふじのくにグローバル人材育成事業で留学する高校生等の人数)	49人	50人	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○国内外での国際交流や留学の促進	●	・大学生や高校生の国際交流や留学の促進(県内企業の海外工場における就労体験の推進)	93	・「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用し、高校生の海外就業体験の促進をしています。	・海外に拠点を持つ県内企業での就業体験等を促進することで、将来的に、国際的な視野を持ちながら県内企業で活躍し地域の発展にも貢献できる人材を育成します。	●	県内高等教育機関や高等学校等から海外への留学生数(高校生海外インターンシップ推進事業等参加人数)	24人	25人	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○国内外での国際交流や留学の促進	●	・外国人留学生の受入れ促進	94	「外国人留学生数」については、コロナ禍前の水準に戻っています。引き続き、デジタルと対面によるリクルーティングや情報発信等の強化により、外国人留学生の留学機運を喚起する取組の一層の推進が必要です。	ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、現地におけるリクルーティング活動による留学生の獲得に向けた取組を強化するとともに、県内就職を希望する留学生を取りこぼさないため、対面とデジタルプラットフォームを活用した入口から出口までの一体的な取組や伴走型支援により本県への留学の魅力を高め、幅広い国から多様な外国人留学生の受入れ増加を目指します。		外国人留学生数	4,989人	5,500人	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○国内外での国際交流や留学の促進		・浙江省と静岡県における青年交流の推進	95	・コロナウイルス感染症の影響で、令和2～5年度の間対面での交流ができませんでした。令和5年度の事務局での浙江省訪問(有志青年8名参加)を皮切りに、交流を再開しています。	・コロナ禍の影響で停滞していた事業を本格再開し、人脈形成や情報交換等を以前のように行うことにより、発展的協力関係を築くことを推進していきます。		事業参加青年の人数	15人	17人以上	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○国際バカロレア教育の推進	●	・国際バカロレア教育を導入した高等学校でのグローバル教育と探究学習の充実	96	・変化の激しい時代をたくましく生き抜き、グローバルな視点から社会に貢献できる人材が求められています。	・国際バカロレア資格を取得する卒業生を輩出します。		国際バカロレア教育の実施		・国際バカロレア教育導入準備(R6) ・国際バカロレア機構からの認定(R7) ・国際バカロレア教育の開始(R8) ・資格取得卒業生の輩出(R9～R10)	資格取得卒業生の輩出
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○外国語教育の充実	●	・生徒の外国語を学ぶ意欲や技能の向上を図るための教員・ALT研修の充実	97	・ALTの授業参加により、生徒の外国語への学習意欲を喚起し、4技能を伸ばす授業を実施しています。	・国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションをとる能力を育成するため、生徒の外国語を学ぶ意欲や技能の向上を図ることが必要であり、引き続き教員等に対する研修を行います。 ・集中型英語学習講座、高校、中学校のスピーチコンテストにおける審査員といった県内における県立高等学校配属のALTの活用について研究していきます。		中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル以上の英語力を達成した中高生の割合	中 39.4% 高 56.3%	中 50.0% 高 60.0%	
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○外国語教育の充実		・ALTの資質向上に向けた研修等の推進	98	・全てのALTに対して、外国語指導講師地区連絡協議会、外国語指導講師指導力等向上研修を行い、資質向上を図っています。	・各学校の特徴を生かし、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材やグローバルに活躍できる人材の育成に取り組めます。		ALTによる授業を実施した高等学校の割合	100%	100%	

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○外国語教育の充実		・専科教員の配置による小学校からの外国語教育の充実	99	・小学校に英語専科教員を配置し、英語指導の充実に取り組んでいます。「中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上の英語力を達成した中学生の割合」が目標値に到達していません。	・国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションをとる能力を育成するため、生徒の外国語を学ぶ意欲や技能の向上を図ることが必要であり、引き続き専科教員の配置を行います。		5、6年生の外国語の授業を担当している教員のうち、外国語の授業に対して自信があると答えた割合	53%	70%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	3 グローバル人材の育成	①国際的な学びと地域学の推進	○地域学の推進	●	・各学校における地域の歴史や文化を知り、郷土のよさを実感できる学習機会の充実	100	・地域社会の強みや課題について調査し、地域を活性化させるための課題解決に向けた支援体制や地域や企業等とを繋ぐ場が求められています。	・地域課題の解決に向け、探究コンソーシアムと連携した地域資源の有効活用や地域との協働を進めます。		地域等と連携して協働的・探究的な学習を実施する高等学校の割合	88校	88校
I 未来を創造する力を育む教育の推進	4 高等教育の充実	①高等教育機能の強化、大学間・産学官連携の推進	○県内公立大学の教育・研究活動の支援	●	・運営費交付金等の交付、業務評価等を通じた公立大学への支援	101	少子化による入学者減少が進む中、教育研究や組織体制を見直し、変化に対応できる持続的な経営体制の確立が課題です。	運営費交付金等の交付、中期目標の設定及び業務実績評価を通じて公立大学法人の自律的な運営と教育研究機能の充実を支援します。	●	中期目標・中期計画達成に向けた支援	静岡県立大学、静岡文化芸術大学の中期目標・中期計画達成に向けた支援(R6～R10)	静岡県立大学、静岡文化芸術大学の中期目標・中期計画達成に向けた支援
I 未来を創造する力を育む教育の推進	4 高等教育の充実	①高等教育機能の強化、大学間・産学官連携の推進	○県内公立大学の教育・研究活動の支援		静岡社会健康医学大学院大学の運営交付金の交付、施設整備補助、評価委員会の運営、修学資金貸与	102	社会健康医学に関する教育・研究基盤を深化させ、成果を地域に還元する「教育・研究・実装の中核拠点」を形成が求められている。	運営費交付金等の交付、中期目標の設定及び業務実績評価を通じて公立大学法人の自律的な運営と教育研究機能の充実を支援します。		中期目標・中期計画達成に向けた支援	静岡社会健康医学大学院大学の中期目標・中期計画達成に向けた支援(R6～R10)	静岡社会健康医学大学院大学の中期目標・中期計画達成に向けた支援
I 未来を創造する力を育む教育の推進	4 高等教育の充実	①高等教育機能の強化、大学間・産学官連携の推進	○県内公立大学の教育・研究活動の支援		農林環境専門職大学の管理・運営	103	農林業関連分野への就業意識の醸成には繋がっていますが、今後は経営者能力を開発するため、他の講義や実習との連携をより強化していく必要があります。	農林業経営の核となる人材、農林業の専門知識を有したプロフェッショナルの養成を推進します。		農林環境専門職大学等の卒業生のうち、農林業関連分野への就業者・進学者等の累計人数	-	365人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	4 高等教育の充実	①高等教育機能の強化、大学間・産学官連携の推進	○産学官連携の強化による地域の課題を解決する取組の充実	●	・産学官連携体制構築への支援	104	ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する地域課題の解決策の提言や課題解決のための実践的な研究を通じて、大学間、企業、地方公共団体、高等学校等との連携事業を行っています。	大学間及び大学と地域の連携のもと、地域ニーズを踏まえた課題解決に向けた取組を加速し、その成果の地域への還元を通じて、地域社会の発展に寄与する教育研究の向上を図ります。		ふじのくに地域・大学コンソーシアム等による地域課題解決提案数	2022～2024年度 累計84件	累計240件
I 未来を創造する力を育む教育の推進	4 高等教育の充実	①高等教育機能の強化、大学間・産学官連携の推進	○産学官連携の強化による地域の課題を解決する取組の充実	●	・地域資源をテーマとした単位互換授業の開講への支援	105	急速な少子化が進む中で、県内高等教育機関では地域に求められる人材の育成が求められています。	大学間、産学官と連携した科目を提供し、大学知の地域への還元、地域に根ざした人材の育成を強化します。		地域資源をテーマとした単位互換授業の開講	地域資源をテーマとした単位互換授業の開講(R6～R10)	地域資源をテーマとした単位互換授業の開講
I 未来を創造する力を育む教育の推進	4 高等教育の充実	①高等教育機能の強化、大学間・産学官連携の推進	○産学官連携の強化による地域の課題を解決する取組の充実	●	・産学官連携体制構築への支援	106	少子化による18歳人口の減少が見込まれる中、地域に求められる人材育成や、県内高等教育機関の在り方について議論するための場が必要とされています。	産学官で構成された地域協議体による恒常的な意見交換を行い、実効性のある取組を実施します。		産学官連携推進会議の開催	産学官連携推進会議の開催(R7～R10)	産学官連携推進会議の開催
I 未来を創造する力を育む教育の推進	4 高等教育の充実	①高等教育機能の強化、大学間・産学官連携の推進	○産学官連携の強化による地域の課題を解決する取組の充実	●	大学生によるこどもを対象としたワークショップ等高等教育機関進学への意識向上の機会創出	107	急速な少子化が進む中、県内高等教育機関への進学率の確保が求められています。	こどもと大学生の交流の場を創出し、こどもの進学率を向上させます。		小中高大連携推進事業への申込校数	31校	30校
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○県民のスポーツへの参加機会の充実	●	・市町等の企画する教室、イベント等へのレクリエーション指導者の派遣	108	ニュースポーツイベント等の開催によりスポーツに親しむ機会を提供していますが、仕事や家事が多忙等の理由から、スポーツの実施頻度が増えています。	障害の有無にかかわらず幅広い世代の方が楽しめるよう、関係団体等と連携してニュースポーツ等を推進し、参加機会の提供や情報発信に取り組めます。	●	成人の週1回以上のスポーツ実施率	50.1%	70.0%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○県民のスポーツへの参加機会の充実		・大会・合宿の誘致 ・大会・合宿の開催支援	109	スポーツによる地域と経済の活性化のため、大会・合宿の誘致を進めます。	大会・合宿の誘致を進めるため、積極的な誘致活動を展開します。		スポーツコミッション等による大会・合宿等の誘致	1,534件	1,865件
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○県民のスポーツへの参加機会の充実		・スポーツ教室の開催 ・巡回指導の実施	110	コロナ禍で日常的なスポーツ活動の習慣が途絶えてしまった影響により、参加者(選手、競技役員等)が減少しています。	障害のある人がスポーツを楽しむことができる機会を拡大し、障害者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。		静岡県障害者スポーツ大会への参加者数	2,174人	3,000人

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○県民のスポーツへの参加機会の充実		・施設情報データベースの構築	111	障害のある人のスポーツ実施率が低く、身近なところでスポーツを実施できる環境が必要です。	障害のある人が身近な地域で活動できるよう、県内の既存パラスポーツ施設をつなぐネットワークを構築します。		ネットワーク型障害者スポーツセンター構成施設数	0施設	100施設
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○県民のスポーツへの参加機会の充実		・すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会の実施	112	高齢者のスポーツ活動や文化活動を推進するため、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会及びすこやか長寿祭美術展を毎年開催しています。	継続的にすこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会及びすこやか長寿祭美術展を開催するとともに、参加促進を図ります。		すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会及び美術展の参加選手数及び出品数の合計	4,469	-
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○県民のスポーツへの参加機会の充実		・指定管理者による日常点検の実施	113	全ての施設が20年以上経過しており、公園施設等の長寿命化修繕が必要な箇所が増加しています。	指定管理者による日常点検を継続して行なっていくことで、引き続き安全・安心・快適な公園運営を目指します。		県営都市公園運動施設利用者数	1,991千人	2,037千人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○県民のスポーツへの参加機会の充実		・スポーツや運動による健康づくり等の推進に繋がるイベント実施を検討	114	「県営都市公園経営基本構想」に定める、方針及び各公園の設置目的、目指すべき方向に従い、利用者満足度の向上、利用の増進、効果的で効率的な運営、安全・安心を目指した公園管理を推進する必要があります。	各公園が持つ特徴やポテンシャルを活かしてそれぞれの公園の設置目的を実現し、その効用を最大限に発揮します。		県営都市公園運動施設利用者数	1,991千人	2,037千人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○アスリートや指導者の育成	●	・支援選手の強化活動にかかる自己負担経費の補助	115	オリンピック・パラリンピック等の国際的な大会で本県ゆかりのトップアスリートが活躍することで、県民に夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めます。	競技団体が、県が指定した選手と連携を図り、実施する強化活動を支援します。		トップアスリート・パラアスリート支援対象選手の世界選手権等入賞者数	12人(単年)	60人(累計)
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○アスリートや指導者の育成		・ジュニア世代対象のスポーツ教室の開催	116	ジュニア世代のスポーツへの関心を高め、能力の高いジュニアを発掘・育成することで、継続的な競技力の向上につなげます。	様々なスポーツを体験する場の提供や、著名なアスリートによる専門的な指導により、ジュニア選手の発掘・育成を図ります。		小・中学生対象の発掘・育成事業参加者数	1,075人(単年)	5,000人(累計)
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○アスリートや指導者の育成		・講習会への参加助成	117	本県の競技力を高いレベルで維持・向上させていくため、長期的に活躍できる若手優秀指導者の養成が必要です。	上級コーチ資格を保有した指導者を確保・養成するため、資格取得講習会の参加を促進します。		日本スポーツ協会登録コーチ3及びコーチ4の指導者数	1,244人	1,450人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援	●	・中学校における運動部活動の段階的な地域展開等に向けた支援	118	・県方針では、2025年度までに県内すべての市町で協議会を設置し、検討を開始するとともに、学校の働き方改革の推進と生徒の活動機会が失われることのないよう、丁寧かつ慎重な検討を行うよう依頼しています。 ・指導者の数と質の確保、適正な費用負担の在り方、活動場所の確保と移動手段については、多くの市町において大きな課題となっています。	・少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、中学校部活動の地域展開等に向けた体制整備を支援します。		地域展開等に着手した市町数	24市町	33市町
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・県立学校の運動部活動の活性化に向けた部活動指導員等の外部人材の活用促進	119	・配置計画に基づき、希望のあった学校に対して部活動指導員、スポーツエキスパートや部活動支援ボランティア等を配置してきましたが、学校からの配置希望数が大幅に増加していることから、予算確保とともに、より多くの指導者の確保が必要です。	・部活動指導員、スポーツエキスパートや部活動支援ボランティア等の配置を充実することで、顧問不足解消による部活動の維持、専門的指導による活動の質の向上など、生徒にとって望ましい部活動の環境整備を推進します。		外部人材を活用した運動部活動指導者派遣校数	82校	88校
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・部活動指導員の県立高等学校中等部への配置及び市町立学校への配置支援	120	・配置計画に基づき、希望のあった学校及び市町に対して部活動指導員を配置してきましたが、配置希望数が大幅に増加していることから、予算確保とともに、より多くの指導者の確保が必要となっています。	・部活動指導員の配置を充実することで、顧問不足解消による部活動の維持、専門的指導による活動の質の向上など、生徒にとって望ましい部活動の環境整備を推進します。		部活動指導員の配置を希望する市町への配置率	100%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・部活動や地域のスポーツ教室等の指導者不足へ対応するために優秀な指導者を登録した「スポーツ人材バンク」の充実及び活用促進	121	・競技団体や退職教員、プロスポーツクラブ等に対し、人材バンク登録への働き掛けを行い、登録者数の増加に努めました。	・県スポーツ協会と連携を図り、関係団体等に対し、指導者確保への協力依頼を継続します。		スポーツ人材バンクの登録者数	779人	840人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・運動部の指導者育成と資質向上に向けたコーチングの心理やトレーニング方法等を学ぶ指導者講習会等の実施	122	・中体連及び高体連が実施する指導者講習会事業に補助することで、学校部活動に関わる全ての指導者を対象とした研修が実施されています。中学校の部活動地域展開により、中体連に加盟しない地域クラブの増加が見込まれることから、こうした地域クラブ指導者の資質向上が課題です。	・研修機会の充実により、指導者の資質向上を図ることで、専門的指導による活動の質の向上など、生徒にとって望ましい部活動の環境整備を推進します。		中体連・高体連の競技専門部における指導者講習会実施数	46回	50回

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・静岡県部活動ガイドラインに即した適切な部活動運営の促進	123	・静岡県部活動ガイドラインを平成30年に策定して以来、その趣旨は徐々に浸透し、多くの学校や部活動においてガイドラインに基づいた取組がなされています。一方で、生徒の自治を中心とした指導方法の推進、生徒の安全確保や活動内容の充実のため、1人の教職員に過度な負担とならない学校全体としての運営や指導体制の構築に課題が残ります。	・部活動に加入する生徒の中には、本格的な競技志向を持つ者もいれば、様々なスポーツを経験したい者、健康の保持増進や良好な交友関係を築くことを目的とする者など、生徒のニーズは多様化していることから、多様で柔軟な活動が可能となる体制を構築します。		「学校の部活動に係る活動方針(活動時間や休養日の設定等)」に沿った運動部活動の実施率	中 83.6% 高 50.5% 特 93.3%	中 100% 高 100% 特 100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・小学生が体を動かす楽しさを味わうことを通じて体力向上等を図る体力アップコンテストしずおかの実施	124	・児童の運動機会を確保するために体力アップコンテストしずおか等を実施し、こどもの健康の保持増進や体力向上の促進に取り組んできましたが、学校における教育活動の見直しやコロナ禍で外出を控える生活様式の定着、スマートフォン・タブレット端末等の情報機器を使用する時間の増加等の影響により運動習慣に変化が見られ、運動時間が減少傾向にあります。	・チャレンジシートやふじさんプログラム等のコンテンツをしずおか元気っ子LabのHPに公開し、家庭で活用することや、体力アップコンテストしずおかの活用促進等を通じ、児童生徒の運動習慣の定着を図ります。		学校の体育以外での1週間の運動時間	小5男子 496分 小5女子 304分 中2男子 721分 中2女子 519分	小5男子 560分 小5女子 350分 中2男子 850分 中2女子 650分
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・学校において体育の実技指導を行う学校体育実技指導協力者の派遣拡充	125	・学校体育実技指導協力者から具体的指導が受けられるため、児童の意欲や技能が高まるとともに、教師の指導技術の向上に役立っています。そのため、小学校から継続指導や指導時間の増加、指導協力者の増員、教師への研修実施を希望する声が多くあります。 ・実技指導協力者の数に対し、申込希望数が超過している状態であり、実技指導協力者及び予算の確保が課題です。	・体育の授業に実技指導協力者を派遣し、実技指導を行うことにより、スポーツや運動に対する関心を高め、運動や体育が好きな児童生徒の増加に努めます。		学校体育実技指導協力者の派遣を希望する学校への派遣率	66.1%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・児童生徒の体力・運動能力を記録する新体力テストの実施及びその結果に基づく体力向上策の検討	126	・学校体育担当指導主事研修会を通じ、本県におけるこどもの体力の現状について周知を図るとともに、各市町ごとの新体力テスト分析結果の共有を行っています。	・新体力テストの分析結果を各学校と共有し、今後の対策の一助とします。		前年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた取組実施率	小 38.8% 中 47.1%	小 56.3% 中 56.2%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○体力向上の取組、部活動の地域展開等への支援		・体育主任者研修会や学校体育指導者講習会等の健康教育の推進に資する研修の充実	127	・各研修を通じ、県内児童生徒の体力の現状及び各校における取組例の共有、健康教育の推進に資する講義等を実施しています。	・チャレンジシートやふじさんプログラム等の活用周知、体力アップコンテストしずおかの活用促進、学校による総運動時間を増やす取組の好事例紹介等を通じ、児童生徒の運動習慣の定着を図ります。		体育主任者研修会参加率	99.0%	100%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○健康教育の充実	●	・学校におけるがん教育の手引の活用推進	128	・令和6年1月に「がん教育の手引き」を作成し各学校へ配布し、養護教諭や保健主事を対象とした研修会等において、各学校でのがん教育を行う際の資料として活用を促しています。	・がん教育は「保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行う」ものであることから、学校保健計画に確実に位置づけて実施するよう、養護教諭や保健主事向けの研修会で周知していきます。		学校保健計画に位置付けたがん教育を実施した小学校・中学校・高等学校の割合	59.7%	91.9%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○健康教育の充実		・外部講師を活用したがん教育の推進	129	・令和5年度から教職員、外部講師合同研修会を年1回実施しています。	・今後も教職員、外部講師合同研修会を年1回実施し、がん教育についての理解を深め、学校でのがん教育の充実に努めます。		毎年開催	年1回実施	年1回開催
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○健康教育の充実		・教職員、外部講師合同研修会によるがん教育の推進	130	・令和6年1月に「がん教育の手引き」を作成し各学校へ配布しました。養護教諭や保健主事を対象とした研修会等において、各学校でのがん教育を行う際の資料として活用を促しています。	・がん教育は「保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行う」ものであることから、学校保健計画に確実に位置づけて実施するよう、養護教諭や保健主事向けの研修会で周知していきます。		学校保健計画に位置付けたがん教育を実施した小学校・中学校・高等学校の割合	59.7%	91.9%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○健康教育の充実		・「薬学講座」や「薬物乱用防止講習会」の実施による薬物乱用防止教育の充実	131	薬物事犯の検挙者数の約半数は大麻事犯であり、そのうち10代、20代の青少年は7割以上を占めることから、継続して薬物乱用防止教育を実施していく必要があります。	小学生・中学生・高校生を対象とした「薬学講座」や、大学生等を対象とした「薬物乱用防止講習会」を実施し、大麻等の正しい知識の普及を図ります。		薬学講座及び薬物乱用防止講習会の実施率	100	100
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○学校・家庭・地域と連携した食育の推進	●	・ふるさと給食週間等による学校給食における地産地消の推進	132	・各市町、特別支援学校へ、ふるさと給食週間等の実施を呼びかけ、地場産物の活用を促進しています。	引き続き、実施を呼びかけるとともに地場産物の活用を推進します。		学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)	59.7%	現状値より維持・向上

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○学校・家庭・地域と連携した食育の推進		・お茶の淹れ方講習会の実施によるお茶を用いた食育の推進	133	・静岡茶の食育の機会の確保に取り組んでいる学校は年々増加していますが、目標値には到達していません。	・お茶に関する食育を推進するために、教職員向けの講習会の実施や静岡茶食育カリキュラム事例集を県内に広げる取組により、県内全ての学校で継続して実施できる静岡茶の食育の体制づくりを進めます。		児童生徒に対する静岡茶の食育機会の確保に取り組んでいる学校の割合	93.0%	100.0%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○学校・家庭・地域と連携した食育の推進		・望ましい食習慣や健康な食生活の啓発	134	・食育啓発リーフレットを配布・活用により朝食摂取率の改善に取り組んでいますが、栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合は年々減少しています。	・成長過程にあることもが望ましい食習慣を身につけられるよう、学校の教育活動を通じて、家庭や地域と連携し、食習慣改善のための事業を推進します。		栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	幼 35.3% 小 44.0% 中 46.5% 高 39.8%	幼 42.5% 小 47.7% 中 49.3% 高 44.9%
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○学校・家庭・地域と連携した食育の推進		・食育の理解を深めるための栄養教諭、学校栄養職員講習会の開催	135	・食育に関する情報や最新の知見を提供しています。	・食育に関する情報や最新の知見を提供し、研修を具体的な成果に繋げていきます。		毎年1回開催	年1回実施	年1回開催
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○学校・家庭・地域と連携した食育の推進		・次世代を担う子どもやその親世代を対象とするイベント等を開催。	136	生産コストを踏まえた合理的な価格形成など、子どもやその親世代など幅広い世代に県民の農林水産業に対する理解を深める取組が求められています。	県民の農林水産業に対する理解が深まるよう取り組みます。		県民の農林水産業に対する理解醸成を図るイベント等の実施回数		1回
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○学校・家庭・地域と連携した食育の推進		・「ジュニアお茶マスター」の活躍の場の創出	137	児童生徒が自発的に静岡茶を愛し、毎日の習慣として静岡茶を飲み、成人後も茶への関心を持ち、その習慣を継続してもらうことにより、持続的な静岡茶のファン拡大を図ります。	お茶関連イベント等におけるデモンストラクションなど、マスターの活躍機会を創出します。		マスターの活躍機会の創出回数	2回	2回
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	①スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進	○学校・家庭・地域と連携した食育の推進		・市町による食育事業への助成	138	・県内の農林水産業や食文化に対する県民の理解促進を図るため、地域での食育の取組の拡大が求められています。	・国交付金を活用し、市町が行う地域での食育の取組を支援・推進します。		交付金活用し地域での食育に取り組む累計市町数	5市町	8市町
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○文化芸術に触れられる機会の拡充	●	・子どもを対象とした体験型ワークショップ等、県内各地で文化芸術に触れられる機会の拡充	139	人口減少、特に若者の県外転出が進む中、住んでいる地域に関係無く、県内各地で文化芸術に触れられる機会を拡充していくことが求められています。	県内各地域で、子どもなどを対象とした、出張公演、移動美術展、体験型ワークショップ等を開催することにより、一人ひとりが創造性を発揮できる環境づくりを進めていきます。	●	子どもを対象とした文化事業参加者数	62,476人	70,000人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○文化芸術に触れられる機会の拡充		・県文化施設における展示・公演講座等の推進	140	・県民が文化芸術に触れられる機会を拡充するため、県文化施設において、質の高い展示・公演・講座等を数多く実施することが必要です。	・県立美術館等の県文化施設において、魅力ある展覧会や講座等を開催し、県民の創造性を高めていきます。		県文化施設利用者数	318,313人	396,000人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○文化芸術に触れられる機会の拡充		・舞台芸術を活用した文化力の発信	141	・本県の文化芸術の発信強化のため、SPAC等の舞台芸術を活用することが重要です。	・SPACの国内外での公演や「せかい演劇祭」の開催により、本県の文化力を国内外に発信します。		SPAC公演等鑑賞者数	29,860人	45,000人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○外部指導者の活用による文化活動の充実、部活動の地域展開等への支援	●	・高等学校、特別支援学校高等部への部活動外部指導者の派遣	142	・箏曲や郷土芸能等の専門性を必要とする部活動の指導に困難を抱えており、外部専門人材の派遣が求められています。	・外部指導者を派遣することにより、部活動の活性化を図り、本県の高等学校の文化活動の充実を図ります。		「文化の匠」派遣校数	81校	88校
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○外部指導者の活用による文化活動の充実、部活動の地域展開等への支援	●	・中学校における部活動の段階的な地域展開等に向けた支援	143	・県方針では、2025年度までに県内すべての市町で協議会を設置し、検討を開始するとともに、学校の働き方改革の推進と生徒の活動機会が失われることのないよう、丁寧かつ慎重な検討を行うよう依頼しています。 ・指導者の数と質の確保、適正な費用負担の在り方、活動場所の確保と移動手段については、多くの市町において大きな課題となっています。	・少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、中学校部活動の地域展開等に向けた体制整備を支援します。		地域展開等に着手した市町数	24市町	33市町
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○県内の食文化などの地域資源の魅力発信	●	・食・食文化、温泉・サウナなど地域資源を活用したコンテンツ造成支援	144	本県の多彩な食材などの地域資源を活用した観光コンテンツの造成等による県内への誘客や滞在促進が必要です。	本県の多彩な地域資源を活用した観光コンテンツ造成等による周遊を促進する取組への支援を行います。		県やDMOが支援した観光コンテンツ数	280件	380件
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○県内の食文化などの地域資源の魅力発信		食の付加価値向上に取り組む事業者への支援	145	地域資源の活用がなされていないため、食に関する魅力が消費者等に伝わっていません。	地域資源の活用に関する相談窓口を引き続き設置し、事業取組を支援していきます。		地域資源を活用した食に係る新規事業の取組数	7件	(毎年度) 7件

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○県内の食文化などの地域資源の魅力発信		・地域の農業を応援する機運を醸成するため地産地消の活動への参加の促進(しずおか地産地消推進協議会会員等の取組支援)	146	・地域の農業を応援する機運を醸成するため、地産地消の認知度向上と活動の拡大が求められています。	・「県民の日」や「富士山の日」に加え、毎月23日の「地産地消の日」等に合わせた地産地消フェアの開催を支援してまいります。		地産地消推進運動実施企業・団体数	22	21
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○世界文化遺産等の文化財の保存管理と価値発信	●	・富士山世界遺産センターを中心とした富士山の保存管理と価値発信	147	富士山に係る包括的な保存管理と価値発信の拠点である世界遺産センターの来館者数が目標に達しておらず、センターへの更なる誘客促進を図る必要があります。	魅力発信事業(富士山観光の魅力発信)等により、富士山世界遺産センターへの誘客促進に取り組みます。		富士山世界遺産センター来館者数	182,125人	300,000人
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○世界文化遺産等の文化財の保存管理と価値発信		・文化財の3次元データ取得	148	文化財の保存目的の記録・アーカイブ化に加え、保存上公開制限のある文化財の情報発信においても先端技術の利用が求められています。	県により取得・公開する文化財の3次元データを増やすとともに、市町・民間の参画を促して文化財の情報発信を拡充させます。		令和6～8年度:仏像の高精細3次元データの取得・公開と参画促進以降は県職員と参画市町・民間により推進	50件	150件
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○世界文化遺産等の文化財の保存管理と価値発信		・安全で快適な富士登山の実現(登山規制の実施等)	149	夜通しの弾丸登山や軽装登山などのルール・マナー違反が散見され、登山者の安全確保と快適な登山環境の実現に向け、より強い対策が必要です。	条例に基づく登山規制を着実に実施するとともに、実施結果の検証及び課題の洗い出しを行い、改善を図ります。		登山規制の実施による適正な入山管理	・登山規制の本格導入(R6) ・評価分析、随時見直し(R7～R10)	評価分析、随時見直し
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○世界文化遺産等の文化財の保存管理と価値発信		・文化財3Dの展示設備及びメタバース展示の整備	150	観光や教育への文化財活用を進めるためには、文化財3Dを単に公開するだけでなく、コンテンツとして伝える機会が求められています。	文化財の3Dを利用したコンテンツを制作し、文化施設で展示する設備やメタバースでの展示を整備し、観光や教育での利用を促進します。		文化財3Dを含む文化財デジタル情報アクセス件数(件/月)	0	1,600件
I 未来を創造する力を育む教育の推進	5 スポーツや文化芸術を通じた豊かな心身の育成	②文化芸術活動の活性化、地域資源の活用と未来への継承	○世界文化遺産等の文化財の保存管理と価値発信		・世界遺産県民講座等の開催による価値の理解促進	151	世界文化遺産として認められた富士山の2つの価値「信仰の対象」と「芸術の源泉」が十分に浸透していません。	世界遺産センターでの企画展や、県民講座、富士山の日イベント開催など、価値発信取組の強化・充実を図ります。		世界遺産富士山・蘆山 反射炉に関する県民講座等受講者数	6,192人	7,000人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権を尊重する教育の推進	●	・家庭や学校、地域社会等における人権教育・啓発の実施	152	年代や職種を限定せず幅広く県民に講座等の受講を促すには、様々な関係者との連携のほか、情報発信の強化が必要です。	市町や関係団体等との連携に努めるほか、インターネットやSNS等による広報を積極的に行い、幅広く県民に対し啓発講座等への参加を促していきます。	●	人権啓発講座等の参加者数	累計650,000	累計750,000
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権を尊重する教育の推進	●	・学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成・見直しとその支援	153	・学校における人権教育を組織的かつ計画的に推進するため、人権教育の方針や目標を定めた全体計画や、具体的な取組を整理した年間指導計画の作成及び見直しが必要です。	・すべての学校で人権教育の年間指導計画が作成されるよう、教員研修等において作成の要点の説明や計画例の紹介を行います。		人権教育の年間指導計画を作成した学校の割合	65.1%	100%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権を尊重する教育の推進		・教職員向け指導資料「人権教育の手引き」の充実と周知	154	・児童生徒の人権尊重の精神の涵養を図るため、学校における人権教育をより一層充実する必要があります。	・引き続き「人権教育の手引き」の活用を推進するとともに、教職員用資料や児童生徒の学習例の作成等により、手引きの充実に取り組みます。		「人権教育の手引き」を活用した学校の割合	小 83.3% 中 73.9% 高 71.6% 特 87.5%	小 91.0% 中 81.0% 高 79.0% 特 95.0%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権を尊重する教育の推進		・人権教育推進に向けた教員の資質向上	155	・学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進するため、校内研修の実施及び充実を通じた教員の資質向上が必要です。	・すべての学校で人権教育に関する校内研修が実施されるよう、教員研修を通じた働き掛けや研修資料の提供等を行います。		人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	小 100% 中 98.2% 高 95.4% 特 100%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権意識醸成の更なる推進	●	・子どもをめぐる人権問題や子どもの権利条約の周知、啓発	156	・県内の子どもや若者に対し、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の趣旨や内容をわかりやすく周知する必要があります。	・県のHP等における周知や、県内幼稚園・保育園等、小中高等学校、関係団体等へのチラシを活用した周知を促進します。		子どもの権利の周知・啓発	子どもの権利の周知・啓発(R6～R10)	子どもの権利の周知・啓発
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権意識醸成の更なる推進	●	・市町等と連携した男女共同参画週間等の啓発事業の実施	157	継続的な広報・啓発により、男女共同参画に関する県民の理解を深めることが求められています。	引き続き、男女共同参画週間及び男女共同参画の日に合わせて、市町等と連携した効果的な広報・啓発に取り組みます。		啓発・広報の実施	啓発・広報の実施(R6～R10)	啓発・広報の実施
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権意識醸成の更なる推進		・市町職員研修	158	県内市町の男女共同参画施策及び性の多様性理解促進施策の充実のため、市町担当職員の知識習得や情報共有が求められています。	引き続き市町担当職員を対象とした研修会の開催により、市町の男女共同参画等に関する施策充実を支援します。		研修の実施	研修の実施(R6～R10)	研修の実施
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権意識醸成の更なる推進		・ヘルプマーク推進に当たって、企業や学校を対象に出前講座の実施	159	ヘルプマークの認知度が十分とは言えません(R5の認知度61.5%)。	ヘルプマークの周知啓発を行い、認知度の向上を図ります。		ヘルプマーク周知のための出前講座の回数 5回/年	6回	5回
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権意識醸成の更なる推進		・声かけサポーターの養成講座を実施	160	合理的配慮の認知度が低く、ハード整備によるバリアフリー化だけではなく、ソフト(心づかい)のバリアフリー化を推進する必要があります。	県民と一体となって、障害に対する正しい理解の浸透と「合理的配慮の提供」の徹底を推進し、「合理的配慮」に取り組む参加者を増やし、その活動を支援します。		声かけサポーター養成講座の参加人数	191人	250人

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権意識醸成の更なる推進		・企業等へ合理的配慮に関する講師派遣を実施	161	県内の差別事案はR6は44件であり、差別解消推進が必要です。	障害への理解及び「合理的配慮」の浸透を図ります。		「合理的配慮」に関する講師の派遣企業数	累計7件	累計71件
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権意識醸成の更なる推進		・心のUDを促進する講座の実施回数	162	ユニバーサルデザインの理念を継承していくためには、その考え方を多くの人に広げていくことが大切です。	ユニバーサルデザインの考え方を普及させるために、小中学校を中心とした出前講座や、企業団体、行政職員を対象とした実践講座を実施します。		心のUDを促進する講座を継続して実施	心のUDを促進する講座の実施(R6～R10)	心のUDを促進する講座の実施
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○人権意識醸成の更なる推進		・ユニバーサルデザイン情報発信	163	ユニバーサルデザインの理念を継承していくためには、その考え方を多くの人に広げていくことが大切です。	ユニバーサルデザインの考え方を普及させるために、県内の大学生等による情報発信を実施します。		ユニバーサルデザインの情報を継続して発信	ユニバーサルデザインの情報の発信(R6～R10)	ユニバーサルデザインの情報の発信
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○いじめの未然防止と早期対応	●	・児童生徒に対するいじめ予防授業と学校法律相談の実施	164	・生徒指導での学校に求められる対応、進路変更勧告や懲戒による退学に関する考え方などについて法的な見地に基づいた対応についての相談を実施しています。人権意識の醸成を通じていじめなどを未然に防ぐことが大切であるが、実施校数が伸びていません。	・スクールロイヤーの生徒指導に関連する校内会議への参加、保護者等からの限度を超えた要求に対する対応にスクールロイヤーが代理人として直接保護者等とのやりとりをするなど、相談体制の充実を検討します。		法的側面からのいじめ予防教育と早期発見・対応の実施	・連携体制の見直し(R7まで) ・県弁護士会との連携による体制整備(R8～R10)	県弁護士会との連携による体制整備
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○いじめの未然防止と早期対応	●	・家庭における情報モラル教育の推進	165	・子どものスマートフォン所持率の上昇、ネット利用の低年齢化によりネットに起因するトラブル増加に対応するため、家庭での情報モラル教育の必要性が高まっています。	・引き続き家庭でのスマホ・ネット利用のルールづくりのためのワークシート作成やスマホルールアドバイザーによる啓発、ネット安全安心講座の開催により、情報モラル教育を推進していきます。		スマホルールアドバイザーによる啓発人数	13,370人	18,000人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○いじめの未然防止と早期対応	●	・学校と警察や心理・福祉の専門家等の各機関・団体との連携	166	・関係機関及び諸団体との連携を図るため、県いじめ問題対策連絡協議会を設置しています。いじめの未然防止と早期発見を推進するため、関係機関及び諸団体と連携した更なる取組が必要です。	・引き続き、県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関及び諸団体と連携した実効的な対策を通じて、いじめの防止等に社会総がかりで取り組みます。		県いじめ問題対策連絡協議会の開催	・協議会の開催(R6～R10)	・協議会の開催
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○いじめの未然防止と早期対応		・ネットリテラシー教育の推進	167	・各学校でネットリテラシー教育が求められるよう、文部科学省通知等の周知や関係課との連携を図っていきます。 ・外部人材を活用した講演等を行い、情報モラル教育を推進します。 ・スクールネットパトロールを行い、不適切な書き込み等の早期発見、早期対応を図ります。 ・「情報I」の授業等を通して、インターネット上の情報やサービスを正しく活用する力を育成します。	・各学校でネットリテラシー教育が推進されるよう、文部科学省通知等の周知や関係課との連携を図っていきます。 ・外部人材を活用した講演等を行い、情報モラル教育を推進します。 ・スクールネットパトロールを行い、不適切な書き込み等の早期発見、早期対応を図ります。 ・「情報I」の授業等を通して、インターネット上の情報やサービスを正しく活用する力を育成します。		いじめの形態としてパソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等の件数	1,036件	850件
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○いじめの未然防止と早期対応		・「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」におけるネット依存対策ブース設置	168	・インターネット利用の低年齢化が進む中、子どもが安全・安心にインターネットの利用ができる環境整備が求められています。	・教育のICT化が進む中、官民連携の全県体制のもと、正しく安全なネット利用の促進を図るとともに、Webシステムを活用した個人の状況把握から多様な対応につなげ、本県ならではのネット依存対策に取り組めます。		ネット依存対策ブース設置会場数	5会場	6会場
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	1 多様性を尊重する教育の推進	①人権教育の推進と人権意識の更なる醸成	○いじめの未然防止と早期対応		・人間関係づくりプログラムの改訂、普及(再掲)	169	・社会性と感情のコントロール等を学ぶ「人間関係づくりプログラム」の改訂と研究協力校での実践を進めています。	・令和7年度にプログラムを改訂し、令和8年度から静岡県版SELとして各小・中学校に展開し、児童生徒の非認知能力の育成の充実を図ります。		「人間関係づくりプログラム」を活用して指導した学校の割合	小 69.2% 中 55.2%	小 85% 中 85%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○不登校児童生徒等への多様な学びの提供	●	・不登校の未然防止、早期発見・支援の充実	170	・中学校、高校段階での不登校生徒が増加しています。 ・教職員の日頃からの見取りや一人一台端末の活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図っていますが、さらなる取組の強化が必要です。 ・不登校等が深刻化する前に早期に兆候を把握し、対応することが求められています。	・生徒指導連絡協議会等で各市町教育委員会に対して不登校の現状や県で取り組んでいる施策について周知し、不登校児童への支援の充実を図ります。 ・一人一台端末を活用し、日常的な心身の不調等を把握するインターネットツールを導入することで、適時適切な生徒支援を充実させ、不登校等の抑止につなげます。 ・上記に加え、学校風土調査を行い、安心安全な学校運営等を推進します。		相談できる人がいると答える児童生徒の割合	小 95.7% 中 93.2%	小 100% 中 100%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○不登校児童生徒等への多様な学びの提供	●	・市町の校内教育支援センター設置促進	171	・不登校児童生徒の多様な学びの場・居場所づくりの取組の一つとして、校内教育支援センターの設置を促進していますが、本県の設置率は全国平均を下回っています。	・校内教育支援センターの支援員配置経費に対する国庫補助を活用し、校内教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。		公立小・中学校における校内教育支援センター設置率	42.0%	84.0%

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○不登校児童生徒等への多様な学びの提供	●	・市町の「学びの多様化学校」の設置促進	172	・国は令和9年度までに全ての都道府県・政令市への「学びの多様化学校」の設置を目標に掲げていますが、静岡県においては現時点で未設置の状況です。	・市町向けの勉強会の開催や、設置を検討する市町を伴走支援するなど、市町による設置に向けた取組を支援します。		「学びの多様化学校」の設置促進	・市町向けの勉強会開催(R7) ・設置検討市町の伴走支援(R8～R10)	設置検討市町の伴走支援
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○不登校児童生徒等への多様な学びの提供	●	・フリースクール等との連携	173	・不登校児童生徒の多様な学びの場・居場所づくりの取組の一つとして、令和5年度よりフリースクール等と連携を進めています。	・引き続きフリースクール等の民間施設との連携を深めます。		フリースクール等との連携	・連絡協議会の開催	・連絡協議会の開催
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○不登校児童生徒等への多様な学びの提供		・「しずおかバーチャルスクール」の運営	174	・不登校児童生徒の多様な学びの場・居場所づくりの取組の一つとして、「しずおかバーチャルスクール」を令和7年度に開設しました。	・「しずおかバーチャルスクール」の運営状況や事業効果を分析し、効果的な運営体制を確立します。		しずおかバーチャルスクールの運用	・システム構築、試行運用(R6) ・本格運用開始(R7) ・効果検証、見直し(R8) ・随時運用見直し(R9～R10)	運用見直し(随時)
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化	●	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制の充実(小中学校へのスクールカウンセラー配置)	175	・スクールカウンセラーを学校に配置し、児童生徒への相談体制の充実を図っています。	・教職員とスクールカウンセラー等との連携による「チーム学校」での支援の充実を図ります。	●	相談できる人がいると答える児童生徒の割合	小 95.7% 中 93.2%	小 100% 中 100%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化	●	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制の充実(高校へのスクールカウンセラー配置)	176	・「心の健康・保健」に関する相談が増加の一途であり、個に応じた相談に対応できるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充が必要です。	・個に応じた相談に対応できるよう、引き続きスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ります。		スクールカウンセラーの配置人数	48人	54人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化	●	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制の充実(小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置)	177	・スクールソーシャルワーカーを全市町に配置し、児童生徒への相談体制の充実を図っています。	・スクールソーシャルワーカーを全市町に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーへの研修の充実により、児童生徒への相談体制の充実を図ります。		相談できる人がいると答える児童生徒の割合	小 95.7% 中 93.2%	小 100% 中 100%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化	●	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制の充実(高校へのスクールソーシャルワーカー配置)	178	・「心の健康・保健」に関する相談が増加の一途であり、個に応じた相談に対応できるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充が必要です。	・個に応じた相談に対応できるよう、引き続きスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ります。		スクールソーシャルワーカーの配置人数	14人	22人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化	●	・研修等を通じた教員の理解促進や教育・福祉の連携などによる不登校児童生徒やヤングケアラー等への支援の充実	179	・研修会等において教育・福祉の連携による不登校児童生徒やヤングケアラー等への理解促進を図っているが、更なる取組の強化が必要です。	・関係他課や関係機関と連携し、不登校児童生徒やヤングケアラー等に対する理解が深まるよう、各学校等への周知を図ります。		生徒指導協議会等でのヤングケアラー等への理解促進	・生徒指導協議会等での周知による理解促進(R6～R10)	・生徒指導協議会等での周知による理解促進
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化	●	・課題を抱えることも・若者及びその家族を支援するための合同相談会開催	180	・困難を有することも・若者及びその家族を支援するため、実効性のある支援体制の構築が必要とされています。	・関係機関による「こども・若者支援ネットワーク」を構成し、合同相談会を開催します。		「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」の参加団体への連携拡充企画の実施	1回	5回
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有することも・若者やその家族の支援に関わる県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレットの作成・公開	181	・困難を有することも・若者及びその家族を支援するため、実効性のある支援体制の構築が必要とされています。	・関係機関による「こども・若者支援ネットワーク」を構成し、リーフレットを作成します。		リーフレットの作成及び発行	毎年発行(R6～R10)	毎年発行
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・ひきこもり状態にある人の「居場所」の設置	182	・障害のある人や困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるよう、対象者に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めています。	ひきこもり状態にある人の「居場所」の設置、ひきこもり支援センターにおける相談対応など、ひきこもり状態にある人への支援を充実します。		ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数	984人	1,210人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・ひきこもり支援センターによる相談対応	183	・障害のある人や困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるよう、対象者に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めています。	ひきこもり状態にある人の「居場所」の設置、ひきこもり支援センターにおける相談対応など、ひきこもり状態にある人への支援を充実します。		ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数	984人	1,210人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・市町の包括的支援体制構築の支援、人材育成等	184	個人や世帯が抱える生活課題が多様化・複雑化する中、分野や属性に関わらず、あらゆる相談を受け止め、生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、包括的支援体制の構築が求められています。	分野や属性に関わらず相談を受け止める包括的な「相談支援」など、市町の包括的支援体制の整備を支援します。		包括的な支援体制を整備した市町(県福祉長寿政策課調査)	14市町	35市町
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・LINE、電話相談の実施	185	困難を抱えることも・若者の相談先として、幅広い相談窓口の整備の充実が求められています。	相談窓口の設置(LINE、電話相談)を引き続き継続します。		相談窓口の設置(LINE、電話相談)	設置あり	設置

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・ヤングケアラーアドバイザーの配置	186	市町におけるヤングケアラーケースにおける支援者支援のために、広域的な知見を有したアドバイザーの配置が求められています。	アドバイザーの配置を引き続き継続します。		アドバイザーの配置	配置あり	配置
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・ピアサポート事業の実施	187	困難を抱えることも・若者の相談先として、同じ悩みを抱えた者同士が集まれる居場所(ピアサポート)の整備の充実が求められています。	居場所(ピアサポート)の整備を引き続き継続します。		居場所(ピアサポート)相談窓口の設置	設置あり	設置
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・依存症相談支援に携わる従事者向け研修の実施	188	障害のある人や困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるよう、対象者に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めています。	ゲーム障害・ネット依存等の依存症に対する啓発から相談支援、治療回復支援までの切れ目のない支援体制を構築します。		依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	26人	累計250人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの開催	189	障害のある人や困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるよう、対象者に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めています。	ゲーム障害・ネット依存等の依存症に対する啓発から相談支援、治療回復支援までの切れ目のない支援体制を構築します。		依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	26人	累計250人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		・ゲーム障害・ネット依存回復支援プログラム	190	障害のある人や困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるよう、対象者に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めています。	ゲーム障害・ネット依存等の依存症に対する啓発から相談支援、治療回復支援までの切れ目のない支援体制を構築します。		依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	26人	累計250人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○相談支援体制の強化		貧困や「ヤングケアラー」等の家庭の事情を抱える児童生徒を積極的に把握し適切な相談機関につなぐための、学校を窓口として外部相談機関と連携した相談支援体制の充実	191	スクールカウンセラーの配置が進んだ一方、スクールソーシャルワーカーについても配置拡充が必要です。	引き続き、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する私立学校を支援し、困難な家庭事情や不登校、いじめ、進路等の多様な問題に係る外部相談機関と連携した相談支援体制の充実を図っていきます。		SC・SSWを配置し相談支援体制を充実する私立学校の支援	私立学校経常費助成等を通じてSC・SSWを配置する私立学校を支援(R6~R10)	私立学校経常費助成等を通じてSC・SSWを配置する私立学校を支援
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○こどもの居場所づくり支援	●	・悩みや課題を早期発見・解決し、不登校等の未然防止につなげる居場所づくり	192	・不登校の発生を未然に防止するため、単位制・定時制の3校に居場所カフェを設置し、悩みや課題を抱えながらも登校している生徒の問題や課題の早期発見・解決を図っています。	・他の学校への普及、「人間関係プログラム」等との連携、校内での「場」の設置を検討していきます。		居場所カフェの設置	・単位制定時制3校で実施(R7まで) ・3校実施の継続と他校設置の検討(R8~R10)	3校実施の継続と他校設置の検討
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	①一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援	○こどもの居場所づくり支援		・こどもの居場所の運営等に係る相談窓口の設置	193	こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所をつくる必要があります。	こどもの居場所の運営等に係る相談窓口を設置し、安定的・継続的な居場所の運営に向けた支援を行います。		こどもの居場所がある小学校区の割合	53.7%	90.0%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	②こどもや保護者の経済的負担軽減	○教育に関する経済的な負担の軽減	●	・生活困窮世帯のこどもに対する生活習慣の改善や学習意欲の喚起を目的とした学びの場の提供	194	・生活困窮世帯のこどもの学びの場への参加数について更なる増加を促す必要があります。 ・生活保護法改正により創設された「こどもの進路選択支援事業」と連携し、大学等への進学を含む進路選択に向けた環境の改善に資する取組について、今後検討していく必要があります。	・これまで取り組んできた生活困窮世帯のこどもに対する学びの場の取組を充実させるとともに、大学等への進学を含む進路選択に向けた環境の改善に資する取組と促進について検討します。	●	県内の生活保護世帯のこどもの高校等進学率	84.6%	92.5%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	②こどもや保護者の経済的負担軽減	○教育に関する経済的な負担の軽減	●	・保育料の一部無償化	195	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の一部無償化を着実に実施する必要があります。	・保育所等を利用する3歳から5歳児クラスの全てのこども、0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化します。 ・住民税非課税世帯を除く0歳から2歳児クラスまでのこどもについて、保育所等を利用する最年長のこどもを第1子として、第2子は半額、第3子以降は保育料を無償化します。		保育料の一部無償化の継続	保育料の一部無償化の継続(R6~R10)	保育料の一部無償化の継続
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	②こどもや保護者の経済的負担軽減	○教育に関する経済的な負担の軽減	●	・給食費負担軽減交付金を活用した小学校等における給食費の市町等への支援	196	・保護者の経済的負担の軽減や子育て支援の観点から、独自で学校給食費の支援を行う自治体が増えており、居住地による地域格差が生じています。	・国は子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設したことから、本交付金を活用した市町等の学校給食に係る食材費の支援を行います。		学校給食を実施する小学校等を対象に、給食費負担軽減交付金を活用した市町等への支援を実施	・給食費負担軽減交付金を活用した市町等への支援(R8~R10)	給食費負担軽減交付金を活用した市町等への支援
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	②こどもや保護者の経済的負担軽減	○教育に関する経済的な負担の軽減	●	・高等学校等就学支援金等による支援	197	・高等学校等就学支援金は高校授業料の保護者負担を軽減する制度であり、その運用として、公立私立を問わず、年収910万円以上の世帯は対象外となっていました。	・令和8年度から国の高等学校等就学支援金制度として収入要件を撤廃し、私学加算額を45.7万円に引き上げることから、本県においても支援を拡充します。		高等学校等就学支援金等による支援	・継続実施(R6~R10)	・継続実施

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	②こどもや保護者の経済的負担軽減	○教育に関する経済的な負担の軽減	●	・特別支援学校就学奨励費による支援	198	・教育の機会均等の趣旨及び、障害のある児童等の就学の特殊事業から、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」では、国及び地方公共団体が必要な援助を行うことが定められています。	・保護者等の経済的負担の軽減のため、負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について補助し、特別支援教育の普及奨励を図っていきます。		特別支援学校就学奨励費による支援	・継続実施(R6～R10)	・継続実施
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	②こどもや保護者の経済的負担軽減	○教育に関する経済的な負担の軽減	●	・授業料減免を行った私立学校への支援や就学支援金の支給等による私立学校の生徒の負担軽減	199	国の就学支援金や他県の独自の授業料減免制度の拡充の動向を踏まえつつ、より効果的な支援制度の構築が課題です。	より効果的な就学支援制度の構築に努め、教育に関する経済的な負担の軽減により就学を支援していきます。		就学支援金の支給等による私立学校の生徒の負担軽減	就学支援金等による私立学校の生徒の負担軽減(R6～R10)	就学支援金等による私立学校の生徒の負担軽減
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○共生・共育の推進	●	・特別支援学校と小・中学校における交流籍を活用した校種間の交流及び共同学習のさらなる推進	200	・「共生・共育」推進のため、交流及び共同学習の地域で実施や地域に取組を発信する等、更なる促進が求められています。	・交流籍を活用した交流を継続するとともに、交流の内容の充実を推進します。	●	特別支援学校から小・中学校への交流及び共同学習の実施人数	1,074人	1,500人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○共生・共育の推進	●	・個々の児童生徒の特性に応じた支援の充実	201	・個に応じた指導の充実のため、特別な支援が必要な児童生徒の個別の指導計画を作成しています。	・障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援の充実を推進します。		特別な支援が必要な高校生のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合(%)	84.5%	95%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○共生・共育の推進	●	・特別支援学校分校が併設された高等学校での交流及び共同学習に関するカリキュラムの研究	202	・年間を通じて、高校と特別支援学校分校の教育課程に位置付けた交流及び共同学習を実施しています。高校と特別支援学校では「作業学習」、農業高校では専門教科に位置付けられた交流及び共同学習を実施しています。	・高等学校内の特別支援学校高等部分校で行われるインクルーシブな学校運営や「交流及び共同学習」の全体的なカリキュラムを作成していきます。また、現在実施されている「交流及び共同学習」と学校運営システムの検証と改善を行います。		共生・共育に係る授業や行事を行った学校の割合	73%	100%
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○共生・共育の推進		・発達障害に関する対応力向上のための研修の実施	203	個々の発達障害の特性等を理解し、相談支援従業者、保育士など必要な専門知識を有する人材を確保する必要があります。	発達障害に関する対応力向上のため相談支援・専門性の高い人材の養成、就労定着に向けた支援・啓発に取り組みます。		発達障害者の支援に携わる専門人材養成数	2,423人	累計 3,433人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○特別支援教育の充実	●	・AIを活用した授業づくりアシストツールの開発による特別支援教育の充実	204	・支援を必要とする児童生徒数の増加、障害の重度重複化、多様化等に伴い、個別の指導計画作成への心理的・事務的負担の増加等の課題があります。	・障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援の充実を推進します。		AIを活用した授業づくりアシストツールの開発と活用	・県立特支モデル校での試行(R7) ・県立特支全校での活用(R8～R10) ・小中学校等(特別支援学級・通級による指導)での試行(R8) ・小中学校等(特別支援学級・通級による指導)での展開(R9)	・県立特支全校での活用 ・小中学校等通常学級での活用可能性検討
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○特別支援教育の充実	●	・学校看護師や訪問看護師による医療的ケア児への就学支援の充実(在校時支援の実施)	205	・保護者に代わり、訪問看護師が医療的ケアを実施していますが、事業の拡充が求められています。	・児童生徒の成長・自立を目指すとともに、保護者付添いの負担軽減を図っていきます。		在校時支援の実施	対象児及び保護者の意向を踏まえ実施(R6～R10)	対象児及び保護者の意向を踏まえ実施
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○特別支援教育の充実	●	・学校看護師や訪問看護師による医療的ケア児への就学支援の充実(通学時支援の実施)	206	・保護者に代わり、訪問看護師が医療的ケアを実施していますが、事業の拡充が求められています。	・児童生徒の成長・自立を目指すとともに、保護者付添いの負担軽減を図っていきます。		通学時支援の実施	対象児及び保護者の意向を踏まえ実施(R6～R10)	対象児及び保護者の意向を踏まえ実施
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○特別支援教育の充実		・重症心身障害児(者)等の在宅支援の充実強化の一環として、看護職及び福祉・介護職のエキスパートの養成研修の実施	207	在宅の重症心身障害児(者)及び医療的ケア児(者)とその家族が、住み慣れた身近な地域で安心して在宅生活を過ごせるよう、在宅支援を担う医療・福祉等の人材の養成や確保が求められています。	重症心身障害児(者)等の在宅支援の充実強化の一環として、看護職及び福祉・介護職のエキスパートの養成研修を実施します。		重症心身障害児者等の支援に携わる専門人材養成数	227人	累計700人
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○特別支援教育の充実		・特別支援学校の新しいセンター的機能の構築と活用の促進	208	・特別支援学校のセンター的機能の充実のため、センター的機能活用のための仕組の整備が求められています。	・センター的機能の活用により、教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していきます。		特別支援学校のセンター的機能活用数	3,090件	3,500件
II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進	2 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援	③特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実	○特別支援教育の充実		・特別支援学校における個別の指導計画統一書式作成、活用	209	・支援を必要とする児童生徒数の増加、障害の重度重複化、多様化等に伴い、個別の指導計画作成への心理的・事務的負担の増加等の課題があります。	・障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援の充実を推進します。		個別の指導計画の統一書式作成と運用	・各校で決められた様式による運用(R6) ・個別の指導計画に関する各種様式の統一(R7) ・統一様式による運用(R8～R10)	統一様式による運用

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	①社会全体の意見を反映した教育行政の推進	○市町教育委員会との連携	●	・教育行政上の課題解決に向けた、市町教育委員会への意見聴取の実施	210	・市町教育委員会へ訪問し、教育行政上の課題等の意見聴取等を実施しています。 ・「市町教育長会議」や「県・政令市教育委員会意見交換会」等を通じ、県教育委員会と市町教育委員会が連携・協働しています。 ・多様化・複雑化する教育課題に的確	・市町の教育行政に関する課題等を的確に把握するとともに、教育課題に関する意見交換や情報共有等を実施し、各市町の学校支援充実に向けた助言・指導を行います。	●	市町教育長会議等の開催回数	15回	累計60回
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	①社会全体の意見を反映した教育行政の推進	○こどもの意見聴取及び施策への反映	●	オンラインプラットフォームやアンケート等、様々な手法を活用してこども・若者から意見を聴取し反映 ・庁内の審議会等への、こども・若者委員の登用を推進	211	こども・若者が家庭や学校、地域などにおいて、日常的に意見を言い合える機会や、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことが出来るよう、環境整備と機運の醸成に取り組む必要があります。	・計画策定や施策の検討時等に、オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」やアンケート等、様々な手法を活用して、こども・若者から意見聴取し、反映します。 ・庁内の審議会等へのこども・若者委員の登用を推進します。 ・こども・若者が意見を言しやすい環境づくりについて検討します。		大人や社会が自分の意見を聞いてくれていると思うこども・若者の割合	41.9%	64.4%
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	①社会全体の意見を反映した教育行政の推進	○こどもの意見聴取及び施策への反映		・こども・若者の意見を聴取するワークショップの推進	212	こども・若者が家庭や学校、地域などにおいて、日常的に意見を言い合える機会や、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことが出来るよう、環境整備と機運の醸成に取り組む必要があります。	・計画策定や施策の検討時等に、オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」やアンケート等、様々な手法を活用して、こども・若者から意見聴取し、反映します。 ・庁内の審議会等へのこども・若者委員の登用を推進します。 ・こども・若者が意見を言しやすい環境づくりについて検討します。		ワークショップ等の開催	ワークショップ等の開催 (R6～R10)	ワークショップ等の開催
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	①社会全体の意見を反映した教育行政の推進	○こどもの意見聴取及び施策への反映		・「こえのもりしずおか」を活用した県内市町と連携した意見聴取等の実施	213	県が市町の多様なこども・若者の意見聴取を支援することで、県全体での意見聴取の推進に取り組む必要があります。	・オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」を市町が共同利用し、意見聴取を実施します。		こえのもりを活用した市町数	—	35市町
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	①社会全体の意見を反映した教育行政の推進	○こどもの意見聴取及び施策への反映		・市町の意見聴取の取組状況の把握 ・地域間格差解消のための支援の実施	214	県内市町における意見聴取の実施に必要な情報を提供することが求められています。	・定期的に市町の意見聴取の取組状況を調査し、その取組が促進されるよう、また地域間格差を解消するために必要な支援を実施します。 ・市町の先進的な取組を横展開します。		複数の方法でこども・若者の多様な意見の聴取を実施している市町数	16市町	毎年度 35市町
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	①社会全体の意見を反映した教育行政の推進	○こどもの意見聴取及び施策への反映		・こども・若者の様々な悩みに個別に応じる合同相談会の参加者、家族に対するアンケート調査等の実施	215	・様々な状況にあって困難な問題を抱えるこども・若者が、安心して意見を表明することのできる場や機会が必要とされています。	・困難な状況にあるこども・若者が意見を表明するための支援を実施します。		合同相談会回答アンケート件数	316件	350件
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	①社会全体の意見を反映した教育行政の推進	○教育に関する広聴、広報	●	・「Eジャーナルしずおか+」による情報の発信	216	・教育委員会の基本方針・重点施策、各種事業や教育実践例等について、県民等への周知をしています。更なる周知や内容の充実とともに、各広報媒体との連携による効果的な情報発信が必要です。	・電子媒体の広報紙やSNS等の広報ツールを活用して効果的かつ効率的に情報を届ける体制を整えるとともに、教育委員会事務局・学校・知事部局の相互の情報提供の連携を図ります。		Eジャーナルしずおか+更新回数	22回	24回
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	①社会全体の意見を反映した教育行政の推進	○教育に関する広聴、広報		・移動教育委員会による地域や教育関係者等との意見聴取	217	・教育長や教育委員が喫緊の教育課題について関係者と直接意見交換します。	・現場や県民の状況を幅広く把握し、施策推進の参考とします。		移動教育委員会開催回数	6回	5回
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	●	・市町への出前講座によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進	218	・各協議会、研修会等において、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携の重要性を説明し、一体的推進を図っています。市町により実態が異なるため、それぞれの市町にあった支援が必要です。	・市町の実態を把握し、実態に応じた伴走支援を充実させ、引き続きコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進します。		コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	小中 85.2%	小中 100%
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	●	・地域学校協働本部による地域と学校の連携・協働する活動の促進	219	・教育を取り巻く課題が複雑化・多様化しており、学校と地域住民とが目標やビジョンを共有し、地域が一体となってこどもたちを育むとともに、学校を核とした地域づくりを行っていくことが求められています。	・引き続き地域学校協働本部を整備するため、地域学校協働活動推進員を養成します。	●	小・中学校における地域学校協働本部の整備率	84.7%	90.0%
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	●	・放課後こども教室の設置促進	220	・教育を取り巻く課題が複雑化・多様化しており、学校と地域住民とが目標やビジョンを共有し、地域が一体となってこどもたちを育むとともに、学校を核とした地域づくりを行っていくことが求められています。	・引き続き放課後こども教室の活動を推進するため、活動に関わる方の資質向上を図ります。		放課後こども教室実施関係学校数	142校	180校
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにもある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・家庭教育支援員による保護者への学びの支援	221	・家庭での教育力の低下が指摘されており、家庭教育の充実のため、保護者の学びを支える取組が必要となっています。	・引き続き地域のリーダーとして家庭教育を支援する家庭教育支援員を養成します。		家庭教育基礎講座・フォローアップ研修受講者数	85人	100人

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・保護者や地域住民を対象とした地域における人づくりの推進	222	保護者や地域住民を対象にした人づくり地域懇談会へ人づくり推進員を派遣し、家庭や地域での人づくりへの助言を通じて、県民自らが行う人づくり実践活動を推進しています。「人づくり懇談会」の開催回数は市町により差があるため、各市町担当者や主催となる学校等への理解促進が課題です。	今後も人づくり地域懇談会の開催を継続するとともに、人づくり推進員の資質向上やネットワークの強化等に取り組み、家庭や地域での人づくり実践活動を効果的に促進します。		人づくりのための行動ができていくと思う人の割合	29.8%	70.0%
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・保護者や地域住民を対象とした地域における人づくりの推進	223	保護者や地域住民を対象にした人づくり地域懇談会へ人づくり推進員を派遣し、家庭や地域での人づくりへの助言を通じて、県民自らが行う人づくり実践活動を推進しています。「人づくり懇談会」の開催回数は市町により差があるため、各市町担当者や主催となる学校等への理解促進が課題です。	今後も人づくり地域懇談会の開催を継続するとともに、人づくり推進員の資質向上やネットワークの強化等に取り組み、家庭や地域での人づくり実践活動を効果的に促進します。		人づくり地域懇談会参加者数	23,328人	20,000人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・放課後児童クラブの施設整備を行う市町に対する助成	224	子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所をつくる必要があります。	放課後児童健全育成事業を実施する市町を支援することにより、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所の提供を促進します。		放課後児童クラブ待機児童数	548人	0人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・放課後児童健全事業を実施する市町に対し運営費を助成	225	子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所をつくる必要があります。	放課後児童健全育成事業を実施する市町を支援することにより、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所の提供を促進します。		放課後児童クラブ待機児童数	548人	0人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・放課後児童支援員認定資格研修の実施	226	放課後児童クラブに配置が義務付けられている「放課後児童支援員」を養成する必要があります。	放課後児童クラブに従事する人材を継続的に養成するとともに、職員の質の向上を図ります。		放課後児童支援員の養成者数	457人	毎年度470人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・放課後児童クラブに従事する職員の資質向上に関する研修の実施	227	放課後児童クラブに配置が義務付けられている「放課後児童支援員」を養成する必要があります。	放課後児童クラブに従事する人材を継続的に養成するとともに、職員の質の向上を図ります。	職員の資質向上に関する研修の実施	職員の資質向上に関する研修の実施(R6~R10)	職員の資質向上に関する研修の実施	
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・学生・企業等との連携による棚田保全活動の推進	228	棚田を保全管理する担手の減少により継続性が困難になっています。	棚田の持つ多面的機能の健全な維持を目的として、学生や企業等の多様な主体との連携により保全活動を推進します。		棚田保全活動の参画者数	1206	1260
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・市町補助や学校等を通じた保護者向け家庭教育講座等の開催	229	・家庭での教育力の低下が指摘されており、家庭教育の充実のため、保護者の学びを支える取組が必要となっています。	・引き続き保護者の学びを支え、地域の教育力を高める家庭教育講座等を開催します。		保護者向けの家庭教育支援活動を実施した園・学校の割合	82.7%	83.0%
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○家庭教育支援・人づくりの推進	●	・県民参加型の運動として展開する「地域の青少年声掛け運動」の促進	230	・青少年の健全な成長を支援するため、周りの大人の積極的な関わりにより、青少年を地域で守り育てる社会づくりが必要とされています。	・大人の側からあいさつをしたり、良い行いを褒めたり、励ますなどの声掛けを行い、地域の青少年に対し、周りの大人が積極的に関わることで、青少年の健全育成を支援します。		市町における地域の青少年声掛け運動実施率	100%	100%
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進	②学校・家庭・地域等の連携推進	○寄附金を活用した教育環境の整備、充実	●	・企業や県民からの寄附金の活用による、県立学校の特色化・魅力化や社会教育活動の推進	231	・県立学校においては、母校や地域の学校への寄附を検討する動きに対し、学校を指定した寄附の制度がないことから具体的な寄附につながっていませんでした。	・ふるさと納税や地方創生応援税制の活用など、誰もが気軽に寄附することができ、寄附者が用途を実感できる仕組みを構築します。	寄附制度の創設	寄附制度の創設	・寄附制度の創設(R7) ・寄附募集(R8~R10) ・寄附を活用した事業の実施(R9~R10)	・寄附募集、寄附を活用した事業の実施
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じて学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○県民が主体的に学び合える場の創出・確保	●	・市町、大学等と連携した、「しずおか県民カレッジ」による学びの機会の充実	232	・誰もがより良い社会づくりに参加できるように、多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学び続けることのできる環境の整備が求められています。 ・国籍や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての県民が学習できる機会の充実とともに、学び続けることのできる場の充実と利用しやすい環境づくりが必要です。	・市町、大学等と連携した、しずおか県民カレッジを通じ、県民の学びへの意欲向上を支援します。		しずおか県民カレッジ称号授与者数累計	2,624人	2,740人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じて学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○県民が主体的に学び合える場の創出・確保	●	・義務教育を終了していない、受けられなかった方が通う県立夜間中学の運営	233	・令和5年4月に県立ふじのくに中学校(夜間中学)を開校しました。多様な生徒が学習するため、習熟度に応じた支援体制の充実が必要です。	・生徒の習熟度に応じた支援体制の充実を図るため、校内の研修体制を充実させ、よりよい教育課程を検討します。		ふじのくに中学校の運営	運営(R6~R10)	運営
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じて学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○県民が主体的に学び合える場の創出・確保	●	・市町立図書館振興の更なる推進	234	・コロナ禍の沈静化に伴い、外出・移動制限が緩和された状況の中で、図書館の利用需要も落ち着いています。県立図書館の役割である県内図書館の振興・奨励として、県民の県内図書館利用をより一層促進させる必要があります。	・図書館利用促進のため、県民への広報、図書館サービス向上に繋がる資料収集・提供やレファレンス、県内図書館員の研修等を推進していきます。		県民の公立図書館利用登録率	51.5%	51.9%
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じて学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○県民が主体的に学び合える場の創出・確保	●	・広域・県域サービスの更なる推進	235	・令和7年度現在、県内市町立図書館等22館で県立中央図書館の図書等を受け取ることができます。県立図書館の役割として、遠い地域の県民に対する直接サービスを充実させる必要があります。	・県立中央図書館に直接来館しなくても貸出サービスが受けられることを積極的に広報し、当該サービスの周知と利用の拡大に繋げていきます。		県立中央図書館の図書等をインターネット予約により市町立図書館等で受領するサービス利用者数	3,009人	3,200人

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○県民が主体的に学び合える場の創出・確保		・生涯学習情報コーナーによる学習環境と学習支援の充実	236	・誰もがより良い社会づくりに参加できるように、多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学び続けることのできる環境の整備が求められています。 ・国籍や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての県民が学習できる機会の充実とともに、学び続けることのできる場の充実と利用しやすい環境づくりが必要です。	・県民の生涯にわたる学習環境づくり及び学習支援の一環として、学習に必要な各種情報の収集、提供及び学習相談を行います。		生涯学習相談者人数	122人	150人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○社会教育人材の養成と活用	●	・公民館や生涯学習施設の講座活性化に向けた公民館職員等の資質向上	237	・全ての県民が生涯に渡り学習できる機会を充実させるため、学習支援者を育成します。	・引き続き研修を通じて公民館職員の資質向上を図り、公民館での講座の活性化につなげていきます。	●	「公民館・生涯学習施設等の講座・学級」開催回数	5,320回	累計 24,000回
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○社会教育人材の養成と活用	●	・地域学校協働活動推進に向けた推進員の養成や資質向上	238	・教育を取り巻く課題が複雑化・多様化しており、学校と地域住民とが目標やビジョンを共有し、地域が一体となって子どもたちを育むとともに、学校を核とした地域づくりを行っていくことが求められています。	・引き続き地域学校協働活動推進のため、推進員の養成や資質向上を図っていきます		地域学校協働活動推進員養成講座修了者数	41人	50人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○社会教育人材の養成と活用	●	・野外教育スタッフの育成を通じた青少年健全育成の促進	239	・青少年健全育成に寄与する人材の資質向上と活用を図るため、青少年の体験活動の場である県立青少年教育施設において、野外教育指導者として必要となる知識・技能を習得させる研修会を実施しています。	・野外教育スタッフの養成を通じ、地域に根ざした継続的な活動ができる指導者の育成を推進します。		野外教育スタッフ登録者数	96人	90人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○社会教育人材の養成と活用		・子ども・若者の自立の基盤となる活動を支える地域に根ざした青少年指導者の育成	240	・地域で実施されている青少年活動を支える青少年指導者の養成と確保、資質向上が必要とされています。	・一定基準を設けて級位を認定し、研修の励ましと道標を与え、青少年指導者の育成を推進します。		青少年指導者の級位認定者数	1,649人	1,800人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○社会教育人材の養成と活用		・市町社会教育主事育成に向けた支援の充実	241	・法律上の必置職員である社会教育主事の市町配置率は5割未満で停滞しています。複雑化する地域課題の解決に向け、専門的知見を有し、地域人材のネットワーク化を牽引する専門職の確保が喫緊の課題です。	・社会教育主事講習の静岡会場設置により受講機会を拡大し、市町職員の資格取得を支援します。併せて、研修の充実や社会教育人材のネットワーク構築を図り、専門性を活かして活躍できる社会教育主事を養成します。		社会教育主事を配置している市町数	16市町	21市町
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○社会教育人材の養成と活用		・地域の教育力向上に向けた社会教育実践研修の実施	242	・学びを通じた地域づくりの推進が社会教育主事や社会教育士をはじめとする地域の多様な社会教育人材に期待されています。法に基づき社会教育を行う者への継続的な研修機会の確保が必要です。	・研修を通じて社会教育に携わる行政職員及び関係者の資質向上を図り、地域の教育力向上につなげます。		社会教育実践研修受講者数	43人	45人
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○県立中央図書館の整備	●	・新県立中央図書館の整備方針の検討、整備	243	・新県立中央図書館にふさわしい機能や規模、財政負担のバランスなど、様々な視点からの整備方針の検討と円滑な整備の推進が必要です。	・PT及び関係部局での整備方針の検討を行い、次年度以降に基本構想・基本計画の改定を行います。		整備方針の検討と円滑な整備の推進	・整備方針の検討(R7) ・基本構想等の改定(R8) ・円滑な整備の推進(R9～R10)	円滑な整備の推進
Ⅲ 地域ぐるみで取り組む教育の推進	2 生涯を通じた学びの機会の充実	①誰もが生涯を通じてともに学ぶことのできる機会の充実	○県立中央図書館の整備	●	・現県立中央図書館の活用方針の検討、施設の修繕・保全	244	・新県立中央図書館整備までの、現県立中央図書館での利用方法の検討及び必要に応じた修繕と保全が必要です。	・構造耐久性調査の実施等必要な調査を実施し、その結果に応じた修繕と保全を行います。		現図書館の修繕と保全	・利用方法の検討(R7) ・構造耐久性調査の実施(R8) ・必要な修繕と保全(R9～R10)	必要な修繕と保全
Ⅳ 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○教職員研修の充実	●	・新たな研修体系の構築や新規研修の実施、既存研修の見直し	245	・新たな「静岡県校長育成指標」及び「静岡県教員育成指標」に基づき、教員研修を通じて本県教員に求められる資質能力を育成する必要があります。	・本県教員に求められる資質能力を育成するため、教員研修の体系的かつ効果的な実施を図ります。	●	研修の成果を授業改善や学校運営に役立てた教員の割合	93.3%	100%
Ⅳ 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○教職員研修の充実	●	・静岡県校長育成指標を活用した管理職のマネジメント能力等の向上	246	・静岡県教員育成協議会を設置して指標を策定し、校長の資質能力の向上に努めています。時代や社会の変化に伴い、校長に求められる資質能力も多様化、高度化しています。	・本県教育の理念等を踏まえて指標を改訂し、研修の実施等を通じて校長に必要な資質能力を育成します。		指標に基づく校長の資質能力の向上	・指標の改訂作業(R7まで) ・新たな指標に基づく研修の実施(R8～R9)	・本県教育の理念等を踏まえた指標の改訂作業
Ⅳ 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○教職員研修の充実	●	・静岡県教員育成指標を活用したキャリアステージに応じた資質能力の向上	247	・静岡県教員育成協議会を設置して指標を策定し、教員の資質能力の向上に努めています。管理職は面談時に参考にするなど活用が進んでいる一方、教員個人での活用には課題があります。	・教員が個人で活用するためのツールを開発し、活用を促していきます。		教員が自己目標を立てる際に参考にした割合	小 78.3% 中 75.8% 高 50.5% 特 87.5%	小 90.0% 中 88.0% 高 65.0% 特 95.0%
Ⅳ 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○教職員研修の充実		・ICTを活用した自主的な自己研修・校内研修の実施	248	・ICT機器の整備は一定程度完了しましたが、ICTの活用には教員によって差異があります。	・学習の向上や業務改善に向け研修等を行いICTの更なる活用を図ります。		ICT活用に係る研修を受講した教員の割合	77.7%	100%
Ⅳ 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○教職員研修の充実		・教職員の心身の健康を基盤とした質の高い教育の推進	249	・厚生労働省が公表している「労働者の心の健康の保持増進のための指針」により「心の健康づくり計画」の策定と実施が求められていますが、県内には未策定の市町教育委員会が多い状況です。	・現在、策定予定の市町もあることから、必要な支援と指針を提供することで、最終的には全市町の策定を目標とします。		「心の健康づくり計画」を策定済の市町数	13市町	33市町

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○教職員研修の充実		・教職員の心と体の健康の保持・増進を図る取組の実施	250	・労働安全衛生管理体制を整備するとともに健康診断や日常的な健康管理の取組、相談事業等によるメンタルヘルス対策を行っています。精神疾患による長期療養者が増加しています。	・精神疾患は、職場復帰までに長期間を要することが多く、再発を繰り返しやすい。本人だけでなく児童生徒や周囲の教職員に及ぼす影響が大きいことから、複数の対策を継続して講じていきます。		精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率	1.35%	1.10%
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○学校教育を担う質の高い教員の確保	●	・試験の早期化や選考枠の新設など教員採用選考試験の改善	251	・試験日程の早期化により志願者数は確保していますが、全国的な志願者数の減少により、志願者の確保が課題となっています。	・教育課題を解決するための資質能力を持った人材を採用できるよう、特別選考や特色ある募集、加点制度の見直しを行います。		教員採用選考試験志願者数	2,241人	2,100人
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○学校教育を担う質の高い教員の確保	●	・若手教員による教職の魅力を伝える中高大学生向け説明会の実施	252	・中高生を対象とした教職セミナーや大学ガイダンスなど、教員志願者増加のための広報活動を行っています。	・引き続き、教員志願者増加に向けて、中高生を対象とした教職セミナーや大学ガイダンスなどの広報活動を行います。		中高生を対象とした教職セミナー参加者数	中学生 22人 高校生 91人	中学生 25人 高校生 95人
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○働き方改革の推進	●	・県立学校の総務事務集中化による事務職員の校務運営参画の促進	253	・各学校の給与、旅費等の総務事務の効率化や教職員の利便性の向上、事務職員の校務運営参画による教職員の働き方改革を推進するため総務事務の集中化が必要です。	・令和8年度の全校実施に向けて、課題の整理、実施手法の検討、制度の見直し、事務手続きの変更、県立学校や関係団体との連携を実施します。		総務事務集中化の推進	・モデル校による総務事務集中化先行実施(R7) ・全校実施開始(R8) ・外部委託化(R9~R10)	外部委託化
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○働き方改革の推進	●	・ICTツールを活用した校務の効率化	254	・校務用パソコンがモバイル化し、場所に拘らない活用方法が課題となっています。	・会議のペーパーレス化やチャット等クラウドサービスの活用を促進します。		ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	92.7%	100%
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○働き方改革の推進	●	・ストレスチェックの結果から不安や悩みを共有できていない状況が一部に見受けられます。こうした状況は心身の不調の未然防止や職場における支援につながりにくい要因となることから、相談しやすい環境整備が課題となっています。	255	・ストレスチェックの結果から不安や悩みを共有できていない状況が一部に見受けられます。こうした状況は心身の不調の未然防止や職場における支援につながりにくい要因となることから、相談しやすい環境整備が課題となっています。	・教職員が周囲に相談できる人を持つことにより、自身によるセルフケア及び職場におけるラインケアにつなげるとともに、日常的なコミュニケーションの充実を図ることで、風通しのよい職場環境の形成を推進していきます。		ストレスチェックのアンケート項目「仕事や職業生活での不安、悩み、ストレスについて、相談できる人がいますか」に「いない」と回答した教職員の割合	8.16%	7.4%以下
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○働き方改革の推進	●	・教職員の育児・介護等と仕事の両立に向けた相談支援体制の充実	256	・妊娠及び介護を申し出た職員等に対する休暇等の制度周知と取得意向の確認について、確実に実施する必要があります。	・妊娠及び介護を申し出た職員等に対する休暇等の制度周知と取得意向の確認が確実に実施されるよう周知徹底します。		妊娠及び介護を申し出た職員等に対する休暇等の制度周知と取得意向の確認をした管理職員の割合	97.9%	100%
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○働き方改革の推進		・「学校経営における職と職務の再編」の推進	257	・学校事務再編の研究により、教頭や教務主任等が行っている業務の事務職員への移管や協働に取り組まれました。研究成果の全県展開に向けて、管理職の強いリーダーシップや、市町教育委員会と学校との連携が必要です。	・学校事務再編の研究成果を踏まえ、各校の実情に応じて学校経営における職と職務の再編を進めるとともに、新たに推進地区を指定して取組を推進していきます。		「児童生徒と向き合う時間」や「指導準備時間」が増えていると感じている教員の割合	小 56.5% 中 56.6%	小 70% 中 70%
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○働き方改革の推進		・教員・事務職員のそれぞれの専門性を生かした学校運営の推進	258	・教員が生徒と向き合う時間を確保するために、教員が必ずしも担う必要のない業務を事務職員に移管することとしているが、その具体的な業務が定まっています。	・教員と事務職員との役割分担を整理し、教員と事務職員とが協働しながら、新たな学校運営体制を構築していきます。		事務職員の校務運営参画	・教員と事務職員との役割分担を整理(R7) ・事務職員の校務運営参画全校実施(R8~R10)	事務職員の校務運営参画全校実施
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○働き方改革の推進		・スクール・サポート・スタッフの配置	259	・全国に先駆けて2018年度からスクール・サポート・スタッフを全校に配置し、教員の総勤務時間の縮減や子どもと向き合う時間の確保につながっています。	・教員が子どもと向き合う時間を確保するため、引き続き小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置します。		「児童生徒と向き合う時間」や「指導準備時間」が増えていると感じている教員の割合	小 56.5% 中 56.6%	小 70% 中 70%
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○コンプライアンスの徹底	●	・不祥事根絶に向けた教職員研修の実施	260	・児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶対策に重点的に取り組んでいるが、不祥事を根絶できていません。	・これまで取り組んできた不祥事根絶のための取組を継続するとともに、実効性のある対策を検討します。		教職員の懲戒処分件数	18件	0件
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	①教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進	○コンプライアンスの徹底	●	・公益社団法人静岡県私学協会への支援を通じた私立学校教職員の資質向上の促進	261	児童生徒や保護者からの多様な教育ニーズに応え、魅力ある私立学校づくりに資するために、教職員の一層の資質向上が必要です。	引き続き、私立学校の教職員の資質向上への支援をしていきます。		私学団体の実施する教職員研修に対する支援	(公社)私学協会の実施する研修事業を支援(R6~R10)	(公社)私学協会の実施する研修事業を支援
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	②教育DXの推進による学びの充実	○ICT等の活用による指導や学びの高度化	●	・県立学校におけるさまざまな教育データを活用した個別最適な指導や支援の実現	262	・教育データを活用した指導や学びへの進展が課題となっています。	・ICTによる個別最適な指導を実現し、児童生徒の満足度向上を図ります。	●	教材研究・指導準備・評価・校務等にICTを活用する教員の割合	90.3%	100%
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	②教育DXの推進による学びの充実	○ICT等の活用による指導や学びの高度化	●	・県立学校における業務の効率化や質の向上につながる生成AIやクラウドの活用	263	・教育データを活用した指導や学びへの進展が課題となっています。	・ICTによる個別最適な指導を実現し、児童生徒の満足度向上を図ります。		教材研究・指導準備・評価・校務等にICTを活用する教員の割合	90.3%	100%
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	②教育DXの推進による学びの充実	○ICT等の活用による指導や学びの高度化	●	・個別最適な学びを実現する次世代校務支援システムの導入検討	264	・児童生徒の学習成績や出欠、保健管理といったデータが個別のシステムで運用されており、効果的に教育活動に活用する基盤が不十分です。	・クラウド環境を活用した業務フローの見直し、連携に向けたシステムを検討します。		次世代校務支援システム構築に向けた進捗状況	・システム導入検討(R7) ・システム仕様検討(R8) ・システム構築準備(R9)	システム構築
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	②教育DXの推進による学びの充実	○高等学校におけるデジタル教材の活用	●	・デジタル教科書に関する国の指針や検証結果等の情報収集と高等学校への情報提供	265	・副教材としてのデジタル教材の活用については、各高校のカリキュラムに応じて、導入が進んでいます。	・デジタル教科書に係る意向調査結果や国の動向を踏まえ、各校へ情報提供していきます。		デジタル教科書に関する情報の収集と提供	・デジタル教科書に関する国の指針や検証結果等の情報収集と高校への情報提供 ・意向調査の実施(R7)	・デジタル教科書に関する国の指針や検証結果等の情報収集と高校への情報提供

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
IV 学びを支える基盤づくり	1 学びの充実に向けた教育環境の整備	②教育DXの推進による学びの充実	○特別支援教育の充実	●	・AIを活用した授業づくりアシストツールの開発による特別支援教育の充実（再掲）	266	・支援を必要とする児童生徒数の増加、障害の重度重複化、多様化等に伴い、個別の指導計画作成への心理的・事務的負担の増加等の課題があります。	・障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援の充実を推進します。		AIを活用した授業づくりアシストツールの開発と活用	・県立特支モデル校での試行(R7) ・県立特支全校での活用(R8～R10) ・小中学校等(特別支援学級・通級による指導)での試行(R8) ・小中学校等(特別支援学級・通級による指導)での展開(R9)	・県立特支全校での活用 ・小中学校等通常学級での活用可能性検討
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	①学校施設等の整備・充実	○学校施設の計画的な整備・長寿命化改修	●	・「学校施設長寿命化整備指針」及び「学校施設中長期整備計画」の策定による計画的な県立学校の施設機能向上や老朽化対策	267	・「静岡県学校施設個別施設設計画(R1)」に基づく県立学校の建替えや長寿命化改修等の老朽化対策を計画的に実施してきましたが、計画対象外(校舎・体育館以外)の実習施設、外構などの老朽化対策、空調・DX・LED化など新しい機能の拡充及び工事費の高騰等により、事業費が増大し、当初計画どおりの建替え等が困難な状況となっています。	①総量適正化の観点を取り入れ、予算規模に対して安全に維持管理できる施設量を検討します。(整備指針) ②今後の高校等のあり方(高等学校第四次長期計画)を踏まえ、実際の整備計画を策定します。(中長期整備計画)	●	老朽化対策、施設整備を完了した県立学校の棟数	累計 23棟	累計 35棟
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	①学校施設等の整備・充実	○私立学校の耐震化促進	●	・私立学校が行う地震対策の支援を通じた学校施設の耐震化の促進	268	耐震化率100%を目指し、更なる耐震化の促進が必要です。	引き続き、国や県の補助制度の活用を働き掛け、私立学校施設の環境改善を促進していきます。		私立学校の耐震化率	99.2%	100%
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	①学校施設等の整備・充実	○寄附金を活用した教育環境の整備、充実	●	・企業や県民からの寄附金の活用による、学校の特色化・魅力化や社会教育活動の推進(再掲)	269	・県立学校においては、母校や地域の学校への寄附を検討する動きに対し、学校を指定した寄附の制度がないことから具体的な寄附につながっていませんでした。	・ふるさと納税や地方創生応援税制の活用など、誰もが気軽に寄附することができ、寄附者が用途を実感できる仕組みを構築します。		寄附制度の創設	・寄附制度の創設(R7) ・寄附募集(R8～R10) ・寄附を活用した事業の実施(R9～R10)	・寄附募集、寄附を活用した事業の実施
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成	●	・学校の実態に即した防災訓練の促進	270	・実践的防災訓練の事例を研修等で各校に紹介し、各校の実態に即した防災訓練を行うよう促しています。また、専門家等と連携し実践的な防災訓練を行っている学校の訓練内容の検証を行うことで、実践的防災訓練の定着を図っています。	・各学校の危機管理マニュアルや防災訓練の実施内容等が、学校の実状や児童生徒の実態を踏まえた内容となっているか等について、専門家等の意見を踏まえた検証を行うことで、学校における危機管理体制の充実を図ります。	●	各校における実践的防災訓練の実施	・実践的防災訓練の推奨(R7まで) ・各校の実態に即した防災訓練の確認と検証(R8～R9)	実践的防災訓練の定着
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成	●	・地域防災を担う人材の育成	271	自助・共助・公助を担う防災人材の育成が必要です。	人材育成のための養成講座等を実施します。		防災人材育成のための養成講座等の累計修了者数	累計167,181人	累計219,000人
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成		・市町・防災関係機関が連携した総合防災訓練の実施・検証	272	毎年度の検証の機会として「静岡県総合防災訓練」の取組の中で実践しています。	年度毎に重点項目を定め、PDCAサイクルで見直ししながら継続していきます。		市町・防災関係機関が連携した総合防災訓練の実施	毎年度1回	毎年度1回
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成		・中学生・高校生の自転車事故防止に向けた施策の実施	273	中学生事故の約4割、高校生事故の約8割が自転車事故です(令和6年中)。中高生の交通事故の防止を図るために、自転車の安全利用に向けた教育や指導の充実が求められます。	中学生・高校生の自転車事故防止のため、ルール等を記載した副読本のデータ配布及び活用促進を行います。また、関係機関と連携し、一斉街頭指導や各種会議を開催します。		中学生・高校生の自転車事故防止に向けた施策	・毎年県内全ての中学校・高等学校に副読本をデータ配布する。(R8～R10) ・年3回「指導強化の日」を設け、一斉街頭指導を実施する。(R8～R10)	・毎年県内全ての中学校・高等学校に副読本をデータ配布する。 ・年3回「指導強化の日」を設け、一斉街頭指導を実施する。
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成		・防犯まちづくり講座の実施	274	こどもに対する声かけ等の不審者情報の届出件数が1,000件を超えて推移しています。	こどもの犯罪被害防止のためには地域防犯が重要であるため、「防犯まちづくり講座」を開催し地域の防犯活動を担う人材を育成します。		防犯まちづくり講座の受講者数毎年度250人	248人	250人
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成		・「こども体験型防犯講座」の開催	275	こどもに対する声かけ等の不審者情報の届出件数が1,000件を超えて推移しています。	犯罪の被害に遭わないため、こども自身が防犯力を身につけられるよう「こども体験型防犯講座」を開催します。		毎年県内の小学校200校で「こども体験型防犯講座」を開催する。	206校	200校
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成		・防災教材の作成・提供	276	気候変動により激甚化・頻発化する水災害を軽減するためには、防災教育を強化し、「水災害の自分事化」を促進する必要があります。	小中学生等が水災害リスクを理解して適切な行動がとれるよう、教育委員会等との連携により、防災教育をより一層推進します。		防災教材の作成・提供	防災教材の作成・提供(R7～R10)	防災教材の作成・提供
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成		・しぞ～か防災かるたの活用の展開	277	気候変動により激甚化・頻発化する水災害を軽減するためには、防災教育を強化し、「水災害の自分事化」を促進する必要があります。	小中学生等が水災害リスクを理解して適切な行動がとれるよう、教育委員会等との連携により、防災教育をより一層推進します。		「しぞ～か防災かるた 豪雨の備え編」の活用の展開	・「しぞ～か防災かるた 豪雨の備え編」の作成(R6) ・「しぞ～か防災かるた 豪雨の備え編」の活用の展開(R7～R10)	「しぞ～か防災かるた 豪雨の備え編」の活用の展開
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○自他の安全を守るために適切な判断・行動のできる人材の育成		・マイ・タイムラインの作成支援	278	気候変動により激甚化・頻発化する水災害を軽減するためには、防災教育を強化し、「水災害の自分事化」を促進する必要があります。	小中学生等が水災害リスクを理解して適切な行動がとれるよう、教育委員会等との連携により、防災教育をより一層推進します。		マイ・タイムラインの作成支援	マイ・タイムラインの作成支援(R6～R10)	マイ・タイムラインの作成支援
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○防災教育の強化	●	・防災担当教員に対する自然災害に関する資料・教材の支援(防災教育の自分事化)	279	土砂法で義務化されている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(学校を含む)での避難訓練実施率が低い状況です。	土砂災害警戒区域内の小中学校及び高等学校の土砂災害避難訓練実施率100%を達成できるよう防災担当教員に対する資料・教材等の提供等の支援を行います。防災教育による警戒避難体制の向上を図ります。		防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援	防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援(R6～R10)	防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援

大柱	中柱	小柱	具体的な方向性	掲載	取組	番号	現状と課題	取組の方向性	本体指標	工程を示す年次数値	R6年度の状況と計画	R10年度目標
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○防災教育の強化		・防災教育のための冊子やチラシ及びパワーポイント資料などの資料提供	280	土砂法で義務化されている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(学校を含む)での避難訓練実施率が低い状況です。	土砂災害警戒区域内の小中学校及び高等学校の土砂災害避難訓練実施率100%を達成できるよう防災担当教員に対しての資料・教材等の提供等の支援を行います。防災教育による警戒避難体制の向上を図ります。		防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援	防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援(R6～R10)	防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○防災教育の強化		・県職員による防災の出前講座・講習会の実施	281	土砂法で義務化されている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(学校を含む)での避難訓練実施率が低い状況です。	土砂災害警戒区域内の小中学校及び高等学校の土砂災害避難訓練実施率100%を達成できるよう防災担当教員に対しての資料・教材等の提供等の支援を行います。防災教育による警戒避難体制の向上を図ります。		防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援	防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援	防災担当教員に対する自然災害(土砂災害)に関する資料・教材提供等の支援
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○防災教育の強化		・少年の非行・被害防止教室の開催	282	非行・被害防止教室において、児童生徒や保護者に対し、薬物乱用やSNSに潜む危険性等について広報啓発してきました。その結果、少年の検挙・補導人員総数は令和5年度より2年連続で減少している一方で、若年層における、大麻事犯の急増及び闇バイトによる犯罪への加担が喫緊の課題となっており、非行防止啓発活動の推進が求められています。	これまで取り組んできた非行・被害防止教室を引き続き継続するとともに、インターネットを通じた犯罪への加担防止に着眼をいたした非行・被害防止教室の開催を推進していきます。		少年の非行・被害防止教室の開催(毎年度1,000回)	1,271回	1,000回
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○防災教育の強化		・大学と連携した非行・被害防止教室用の教材開発	283	令和4年度より、静岡大学と連携して非行・被害防止教室用の教材開発を行ってきました。学校のニーズや社会情勢に合わせた教材開発を行ない、闇バイトをテーマにした教材は、社会的反響が高いものとなりました。今後も、学校のニーズや社会情勢に合わせた教材開発が求められています。	学校のニーズや社会情勢に合わせた教材開発を引き続き継続するとともに、教育機関等への広報を推進していきます。		大学と連携した非行・被害防止教室用の教材開発(毎年度1教材開発)	1教材	1教材
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○通学路等の交通安全対策	●	・学校、警察、道路管理者等の関係機関が連携した通学路合同点検と、点検を踏まえた安全対策の実施	284	通学路を安全で安心して利用できるように、学校、警察、道路管理者等の関係機関が連携した通学路の交通安全対策の実施が求められています。	関係機関と連携して、未対策箇所を早期完成と実施した対策の効果を検証し、更なる改善を図りながら、安全対策を推進し、子ども達が安全で安心して利用できる歩行空間の確保に努めます。		H26～R6年度の通学路合同点検結果に基づく未対策箇所の対策実施率(対策箇所数)	87% (375箇所)	100% (431箇所)
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○通学路等の交通安全対策		・道路管理者における路面標示や標識の設置等のハード・ソフト両面からの交通安全対策の推進	285	生活道路での交通事故による死者は、歩行中や自転車乗用中に事故に遭い、亡くなった方が、全体の約半数を占めています。このため、道路管理者は、警察や地域住民と連携して、生活道路対策を効果的に実施していくことが求められています。	警察や地域住民と連携し、カラー舗装、グリーンパルト、ハンブ、狭さくなどの即効対策や、道路拡幅、歩道設置などの根本対策に取り組み、人優先の安全・安心な歩行空間確保に努めます。		生活道路対策の推進	生活道路対策の推進(R6～R10)	生活道路対策の推進
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○通学路等の交通安全対策		・自転車免許制度	286	自転車乗車中の小学生が犠牲となる交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する必要があります。	自転車の利用を始める小学4年生(原則)を対象とした「自転車免許制度」を継続し、自転車利用者として必要な技術・知識の習得、道路交通における危険予測など能力向上を図ります。		自転車免許制度参加人数(毎年3,600人程度)	3,592人	3,600人
IV 学びを支える基盤づくり	2 学校施設等の安全・安心の確保と向上	②児童生徒等の安全確保	○通学路等の交通安全対策	●	・交通安全教育の充実	287	高校生事故の多くが自転車乗車中に発生しているほか、令和8年4月から自転車に対する交通反則通告制度が適用され、その対象年齢が16歳以上であるため、自転車の交通ルールについて教育を深める必要があります。また、自転車の死亡事故における致命傷の多くが、頭部損傷となっていることから、ヘルメット着用を推進する必要があります。	交通事故を自らの問題と捉えられるような主体性を持たせた活動や参加・体験・実践型の交通安全教育を引き続き推進し、交通安全意識の醸成を図ります。また、高校生の自転車通学許可条件に「ヘルメット着用」を盛り込むよう関係機関・団体と更なる連携を図ります。		高校生自転車マナーアップモデル校の指定校数(毎年50校程度)	49校	50校